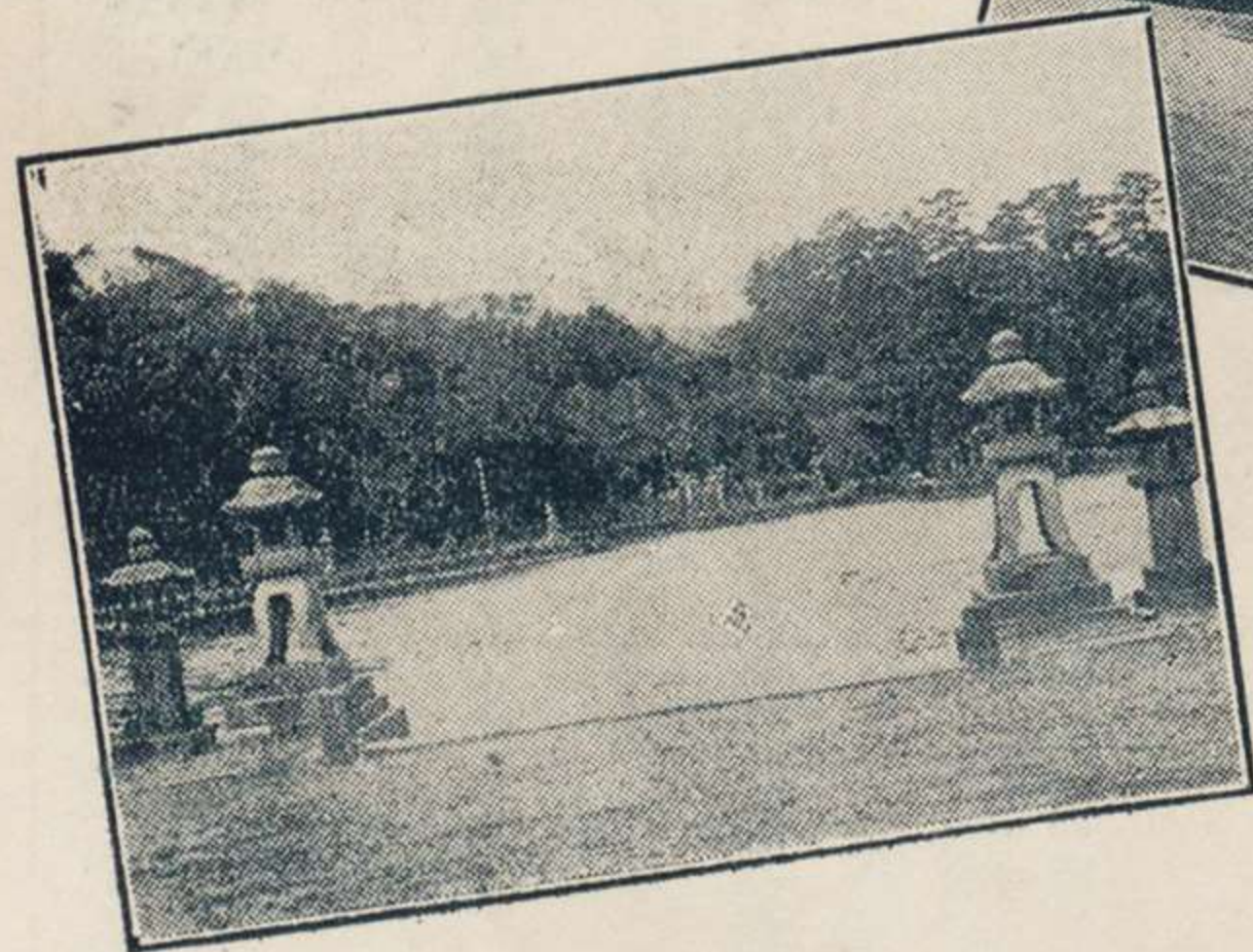
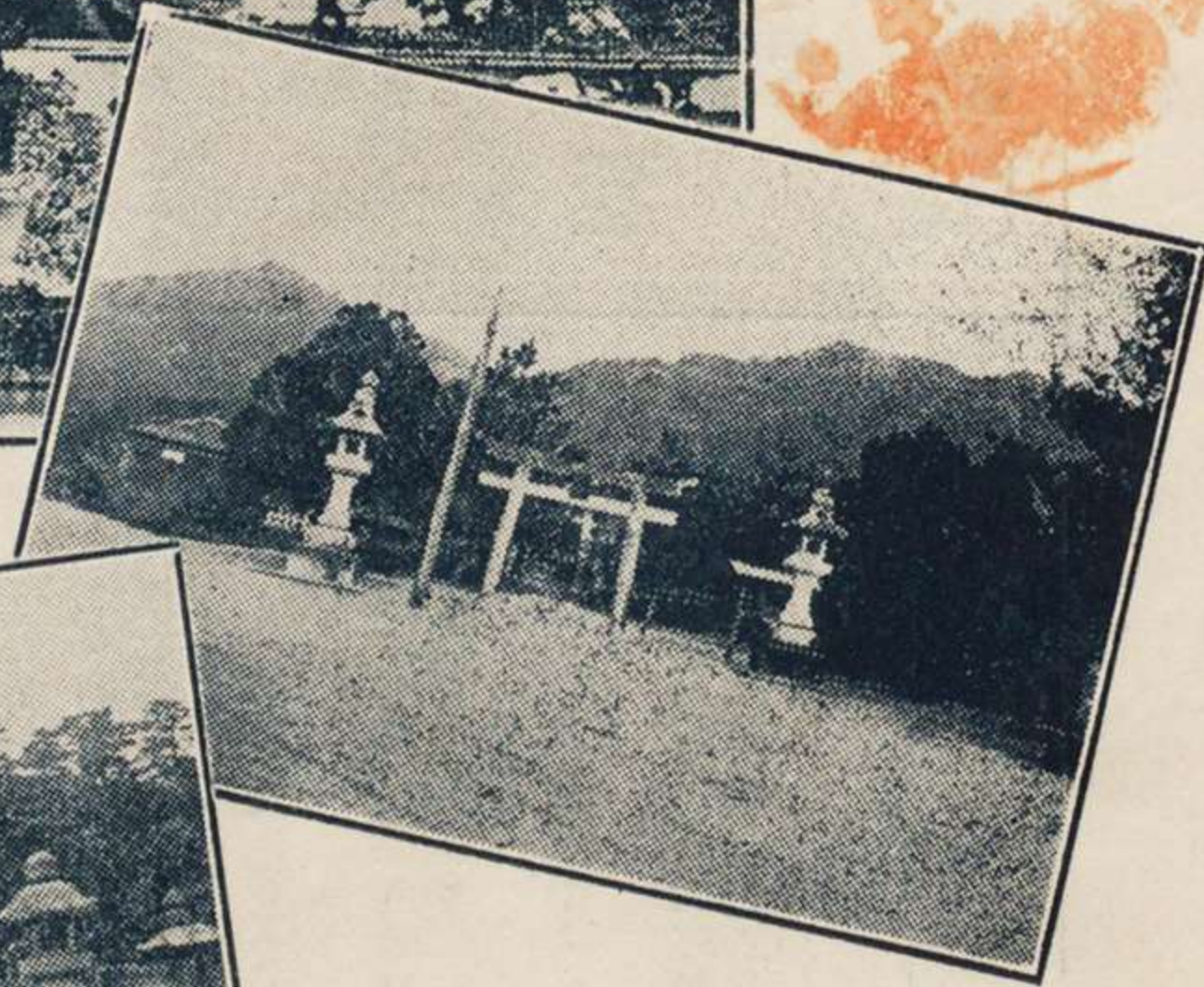
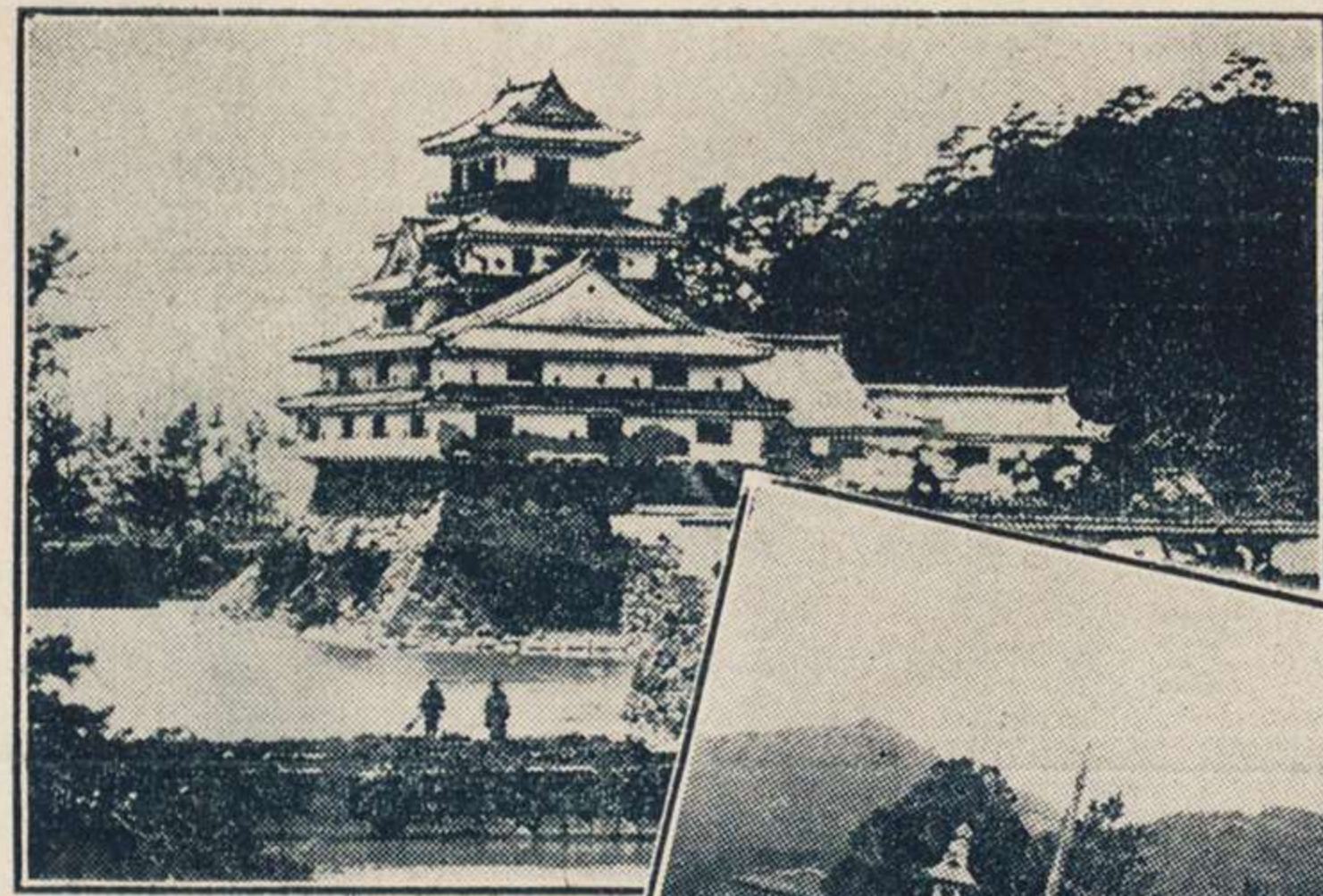


# 報月萩

號貳拾第



號月三年四和昭

行發町萩縣口山



# 目次

庶般行政	至自 八一
旗	至自 九八
學	至自 二一九
業	至自 三二八
財政經濟	至自 四〇八
軍	至自 四四二
通	至自 四四三
衛	至自 四四三
人	至自 四四七
雜	至自 四六一

## 庶般行政

### 萩町善行者表彰式

二月十一日紀元節の當日午前十一時より萩町の優良団体、教育功勞者及篤行者に對し表彰式を舉行せり  
 來賓として岡田阿武郡教育會長、宗像萩警察署長町有志瀧口吉良氏の外町會議員、學校長、關係區長並に方面委員、新聞記者等多數列席の許に林町長より表彰狀並に賞品を授與し來賓總代瀧口吉良氏の祝辭、被表彰者總代多越壯光會代表者世良捨松氏の答辭ありて閉式別室に於て茶話會を催し被表彰者一同の記念撮影を爲したり

- 被表彰者
- 萩町 多越壯光會
  - 萩町大字熊谷町 伊藤 豊
  - 萩町大字山田 山根 ミノ

私立修善女學校助教諭 秋本 チカ  
 萩町大字南片河町 金森 ユリ

表彰狀並事蹟概要

表彰 萩町 多越壯光會

事蹟概要 萩町 多越壯光會

萩町長從五位勳六等 林 勇 輔

本會の起源は大正六年十一月萩町壯年團支部とし



て設立したるに始まる其の後青壯年團の組織變更せらるに當り多越壯光會と改稱し爾來健全なる國民たるに必要な修養を爲し兼て教育産業の振興地方の啓發改善並に公共事業を補助するの目的を以て左の事業を施設實行せり

一、毎月一回例會を催し教育勸語の奉讀及修養研究會を行ふ其の會數百三十四回に及ぶ

二、毎月一日及十五日の二回早朝多越神社境内の掃除を行ふ

三、規約貯金を勵行す

四、地方に於ける各種公共事業の補助に努む

五、先進地方の視察を爲す

前記各種の會合に當りては毎回殆んど全員の者出席し偕和の實視るべきものあり就中多越神社境内掃除の如きは本會創立以來未だ嘗て怠りたることなく或は勤儉を勸めて規約貯金を勵行し又會員は時々相携へて伊勢大廟に參詣し以て敬神崇祖の念を養ふ而已ならず一面先進地方を視察して生産事業の發展に資する所あり殊に往年關東及山陰の大震災に當りては卒先して多額の金員を義捐せる等

本會設立以來十有一年間會員克く和衷協同して地方風教の改善並公益事業の助成に盡瘁し其の成績顯著なるものあり昭和三年十二月桃山報徳會の表彰に遇ひたるが如き其の一斑を窺ふに足るべし仍て萩町善行表彰規程に依り之を選奨する所以なり

昭和四年二月十一日

萩町長 林 勇 輔 誌

表彰 狀

萩町大字熊谷町

伊 藤 豊

多年の間病父に孝養を盡し妹女の扶養に至らざる無く刻苦奮闘十有餘年遂に家計を挽回するに至る仍て茲に銀盃壹個を授與し之を表彰す

昭和四年二月十一日

萩町長從五位勳六等 林 勇 輔

事蹟 概要

萩町大字熊谷町

伊 藤 豊

明治四十年二月十三日生

資性温厚篤實尊長に對して謙讓舉止常に禮を失はず且つ感恩の念強く頭腦明晰にして研究心に富み常に圖書館に出入して新刊圖書の涉獵に力む又毎夜家事を終へ家人の就寢後勉學修養を爲すを例とし孜孜として倦むことなし

家には十數年以前兩親祖母兄二人及妹一人あり本人を合せ七人の家族を有し當時家政豊ならず大正七年父は健康を害し遂に手足の自由を失ふに至る加ふるに時恰も大正七年三月より同八年八月まで僅々一年有餘の間に於て母祖母及二人の兄共に病魔の襲ふ所となり相前後して不歸の客となる彼當時年齡十二歳に過ぎず病軀の父及九歳の幼妹は其の孱弱なる隻手の養護に頼るに非ずんば如何ともする能はざるの悲境に陥れり茲に於て奮然決する所あり朝は未明に起き夜は深更に寢ね家業の饅頭を製造販賣し辛ふして病父に孝養を效し幼妹を扶育することを得たり其の間に於ける苦心慘憺尋常の事にあらず彼が親に事ふるの孝心一家を思ふの赤誠空しからず十有餘年にして家業漸く挽回し今日の生計を爲すに至れり

現今萩町明倫青年團幹事の職に在りて幹事會月例會其の他社會奉仕作業等殆んど缺勤したることなし昨年十一月御大禮後京都に於ける全國青年團大會に際し特に本縣代表者として同會に出席し「國難に直面して」の題下に熱辯を振ひて平素體驗せる所を發表し各府縣代表者をして驚かしたりと聞く全く故無きに非ざるべし仍て萩町善行表彰規程に依り之を選奨する所以なり

昭和四年二月十一日

萩町長 林 勇 輔 誌

表彰 狀

萩町大字山田

山 根 ミ ノ

多年の間老父に孝養を盡し日夜精勵餘資を得て力を子女の教育に效す稀に見るの節婦と爲す仍て茲に銀盃壹個を授與し之を表彰す

昭和四年二月十一日

萩町長從五位勳六等 林 勇 輔



事蹟概要

萩町大字山田字玉江浦

山根 ミノ

明治二十年二月二十日生

山根七左衛門の長女にして幼より孝順克く父母に事ふ明治三十三年の頃不幸にして兄光藏、五郎吉新太郎及熊吉の四名は出漁中相次て遭難溺死す依て養子太郎吉を迎へ夫と爲す後大正三年太郎吉亦出漁中遭難溺死す爾來彼は寡婦として老父並に一男三女を扶養せざるべからざるに至り奮然意を決し毎日早朝より魚類の行商又は他家に日稼を爲し或は勞役に従事する等特に困苦中に拘らず力を子女の教養に盡し爲に長男庄七は優等の成績を以て高等小學校を卒業する至れり庄七亦母の感化を受て孝悌の心厚く現今株式會社百十銀行萩支店に在勤し模範行員と稱せらる

昭和四年二月十一日

萩町長 林 勇 輔 誌

表彰状

財團法人萩婦人會

私立修善女學校助教諭

秋 本 チ カ

多年同校の教職に在りて力を女學校の改善に效し子女の教養に貢献する所尠からず仍て茲に銀盃壹個を授與し之を表彰す

昭和四年二月十一日

萩町長從五位勳六等 林 勇 輔

事蹟概要

財團法人萩婦人會

私立修善女學校助教諭

秋 本 チ カ

明治七年四月二十四日生

私立修善女學校嘱託教員たりし時より二十餘年間専ら同校の教職に在り特に裁縫手藝の技能に熟達し多年養成せる門下生尠からず屢々各郡小學校教

員講習會裁縫科講師として招聘せられ名聲高く常に部下教員を指導して教授の統一を圖り又夏期休業中は主として中央に於ける各種の講習會に出席するを例として進んで斯道の研究を怠らず終始一貫忠實職務に精勵し其の成績顯著なりしことは衆多の認むる所なり

惟ふに同校が多年の間萩町女子中等教育の機關として必要視せらるゝに至りしが如き本校教育方針の時宜に適したるに由るものなりと雖亦師にして夙に特別の技能を有し本校の中心人物として校風改善の爲貢献したるに依るもの多しと謂ふべし仍て萩町善行表彰規程に依り之を選奨する所以なり

昭和四年二月十一日

萩町長 林 勇 輔 誌

表彰状

萩町大字南片河町

金 森 ユ リ

資性温厚品行方正にして且つ多年の間衣食の費を節し育英事業の爲幫助せる所尠からず仍て茲に銀

盃壹個を授與し之を表彰す

昭和四年二月十一日

萩町長從五位勳六等 林 勇 輔

事蹟概要

萩町大字南片河町

金 森 ユ リ

慶應元年十月十九日生

萩町大字平安古町大賀龜治郎の二女にして幼少の時金森家の養女と爲る性質温順にして糸竹茶道及生花の諸道に長ず而も品行方正にして常に禮儀正しく閭町の者其の才器を賞揚せざるもの無し彼は平素克く儉素を重んじ嘗て金貳百圓を萩高等女學校に寄附し又昨年十一月御大禮記念として金參百圓を萩町兒童就學獎勵基金として寄附せり而も此の參百圓は三十七年前醫師より喫煙の有害なることを訓へられ爾後禁煙と同時に毎月三拾錢以上を貯蓄して得たるものなりと謂ふ彼の獨身にして無援者たる境遇に鑑み其の心意感すべきものあるべし仍て萩町善行表彰規程に依り之を選奨する



所以なり

昭和四年二月十一日

萩町長 林 勇 輔 誌

●町長より田中、久原  
兩大臣に祝電を發す

二月十日衆議院に於ける内閣不信任案決議の結果に依り町長より兩大臣に宛て左の通電報を發せり昨日の決議案に依り一層現内閣の信任を確實ならしめらるゝこととなり慶賀の至りに堪へず今後とも閣下の御健闘を祈り上く

田中總理大臣閣下  
久原遞信大臣閣下 宛

●門司稅關長更迭

門司稅關長泉至剛氏は二月七日付名古屋稅務監督局長に榮轉せられ長崎稅關長金光秀友氏其の後任として就任されたり

●本縣知事より褒狀下附

大森山口縣知事は過る大正十二年九月關東地方の大震災に際し金圓の義捐を爲せる左記町内三宗教團體に對し褒狀を下附せられたり  
萩佛教團 天理教萩支教會 天理教大屋宣教所

●萩小郡線鐵道速成請願

金子主事は萩小郡線鐵道速成の件に付貴衆兩院へ請願の爲二月七日沿線關係町村長と共に上京同月十九日歸萩せり

●第二回町會開催

二月廿八日日本年第二回町會を招集午後二時四十五分開會出席議員二十六名午後三時閉會昭和四年度萩町歳入歳出豫算外六十二件を附議し左の通町長より挨拶を爲せり因に三月一日二日兩日間休會三月三日より繼續町會を開き審議することとなり

●昭和四年度萩町豫算町會に於ける町長の挨拶

昭和四年度萩町歳計豫算を審議する爲本日茲に町會を招集することを得たるは本職の最も光榮とする所なり惟ふに吾萩町は輓近文化の進展著しく認むべきものあり又町民諸子としては共存同榮の實大に揚かり生氣壯麗なる跡歴然たるものあることは眞に同慶に堪へざる次第なりとす然りと雖之を一般經濟界の現況に鑑みるときは昭和四年度豫算編成に付要する所文運の進歩を阻止せざる限り須らく町團體の財政を緊縮せざるへからざる理由あるに依り親しく是等の緩急を考慮斟酌して一般會計の歳計總額を四十萬九千餘圓に止め昭和三年度の當初豫算に比し壹萬貳千餘圓を減額することとせり  
其の主なるものを擧ぐれば歳出經常部に於て前年度當初豫算に對比し小學校正教員を充實する爲教員俸給の増額並商業學校の學級數完成に因る教員數の増加等の爲八千八百餘圓豫備費に於て必要止

むを得ざる費途を豫定し貳千參百餘圓其の他の諸費に於て差引約貳千八百圓合計壹萬參千九百餘圓を増額することとせり歳出臨時部に於て勸業諸費貳千參百餘圓府縣道敷地買收費四千圓を増加するに拘らす其の他の諸費に於て差引約參萬參千圓を減少することを得たるに依り結局貳萬六千餘圓を削減し前掲の如く歳出合計に於て壹萬貳千餘圓を減額するに至れり  
右に應ずる財源に付ては歳入經常部に於て約貳千圓歳入臨時部に於て壹萬餘圓合計壹萬貳千餘圓を減少し特に町税中特別稅戶數割の如きは昭和三年度當初豫算に比し一戸に付七拾錢を減額して一戸平均負擔額を貳拾貳圓六拾錢に止めたり  
以上の外詳細に涉りては第一讀會を開きたる際説明することと致したし宜しく審議御決定あらむことを望む

法 規 欄

一、畜産獎勵費交付規則中改正（二月十五日山口



縣令第二十一號

- 一、竹林造成獎勵規則中改正（二月十五日山口縣令第二十三號）
- 一、阿武郡萩町地内海面埋立地面積四百八十坪九合を昭和四年三月三日より萩町大字椿東越ヶ濱の區域に編入するの件（二月十九日山口縣告示第一二三號）
- 一、射伴行爲取締規則中改正（二月二十二日山口縣令第二十五號）
- 一、來る五月二十八日より小學校教員並幼稚園保姆試験檢定施行の件（二月二十六日山口縣告示第一五五號）

二月三日附

任	大字山田	櫻井忠雄
同	同	萬屋仁八
同	同	磯部龜吉
同	同	檜崎甚吉
同	同	檜崎富一
同	同	小橋鶴一
同	同	上領長吉

萩町辭令

書記 板藤儀輔

依願免本職（二月二十五日付）

書記 上村傳吉

稅務課縣稅係主任を命ず

（同月同日付）

町消防手任免

萩消防組第三部消防手左の通任免ありたり

旌表

戰技褒章授與

萩町大字土原

豫備役海軍一等水兵 來原梅吉

昭和三年軍艦矢矧乗組中戰技に參與し成績優等なりしを以て今回吳海軍人事部より賞狀及賞品として銀杯一個を授與せられたり

萩町大字椿

故陸軍歩兵大尉 平野 斌

本年一月十日陸軍大臣より軍事功勞者として左の通表彰せられたり

表彰狀 正七位勳五等 平野 斌

居常克く在郷軍人たるの本分を盡し軍事に貢獻する所尠からず仍て銀杯壹箇を授與し茲に之を表彰す

昭和三年一月十日

陸軍大臣 白川義則

在郷陸軍將校表彰

學事

青年團修養會

二月廿一日より全月廿三日迄三日間北古萩町海潮寺内禪堂に於て萩町聯合青年團主催の青年團修養

會を開催せり。町内六青年團幹部又は將來幹部となる團員三十四名指導員十名參集し、本縣社會教育主事補河村雄一氏指導のもとに青年團の發展策其の他青年として本務の向上に就きて指導を受け



二十三日正午一同記念の撮影を爲し散會せり因に會期中は一同寢食を共にし和氣霽々の裡に各團員相互の親睦と多大の修養とを得たることを認む

●大禮記念全國交通道路  
調査會記念章下附

昨秋十月廿四日より三日間各青年團員の中より出動したる大禮記念全國交通道路調査會の補助員に對し今回記念章を下附せられたり

●阿武郡教育會青年團  
處女會長就任

萩町岡田誠道氏は今回阿武郡教育會長同青年團長同處女會長に就任せられたり

●昭和三年度山田青年團  
夜警狀況

支部	部	落	期	間	參加團員 延人數
一	山田		自十二月廿五日	至全 卅一日	三二
二	奥玉江		全		二八
五	倉江		全		三二
六	小原、青長谷		全		二四
支部名	部	落	期	間	參加團員 延人數
後小畑	後小畑區一圓		自十二月廿九日	至二月九日	一七二
舟津	舟津區一圓		自一月二十日	至二月十日	三〇八

附記 前號登載夜警狀況中の上五間町は區として夜警に従事せる旨申出ありたるに依り追加す其の他の各區として夜警に従事せるもの多數ある筈に付併せて之を附記す

●小學校教員異動

村 田 幸 子

阿武郡椿西尋常高等小學校准訓導を命ず

(一月三十一日付山口縣)

●學校醫任命

増 野 純 亮

山口縣阿武郡椿西尋常高等小學校醫を囑託す

昭和四年二月十三日付 山口縣

●就學兒童の入學日時

本年度尋常科第一學年に入學する兒童は左記日時に於て保護者同伴通學區域内の學校に夫々出頭せられたし

因に本年度からは春季休業日を四月一日より全

月七日迄と定められた

- 明倫小學校 四月八日午後一時
- 椿東小學校 四月八日午前九時
- 越ヶ濱小學校 四月八日午前九時
- 椿西小學校 四月八日午前九時
- 白水小學校 四月八日午前九時
- 木間小學校 四月八日午前十時

●萩町各青年訓練所顧問囑託

帝國在郷軍人會阿武郡聯合分會長

藤 村 正 七

帝國在郷軍人會萩聯合分會長

武 居 重 治

阿武郡萩町内青年訓練所の指導に關する顧問を囑託す

帝國在郷軍人會萩町越ヶ濱分會長

出 羽 儀 三 郎

阿武郡萩町越ヶ濱内青年訓練所の指導に關する顧問を囑託す

昭和四年二月七日

山 口 縣



### ◎中等學校入學者選抜に關する制度の實施に就て

(文部省より標記印刷物到達せるを以て左に轉載す)

一、何故に入學試験制度の改正は急務か

先般中等學校入學試験制度を改正し新しき準則を發表したのは近年入學試験の準備が益々激烈となり爲に兒童の心身に悪影響を及すのみならず、延いては小學校教育の本旨を誤り、小學校をして中等教育の豫備校の如くならしむるの弊を除かんが爲に外ならぬ

然るに世には往々入學試験制度の改正を枝葉末節の問題に過ぎざるものとなし、寧ろ學校の數を増し、入學を容易ならしめたならば、自ら準備の必要もなくなり其の弊害も亦消滅するであらうと論ずる者がある。この論は一應尤ものやうに聞ゆるが實は教育界の真相を辨へざるものである。今日の入學難の最大原因は全國的に見ても又地方的に見ても中等學校の生徒収容力

が少い爲と云ふよりも、寧ろ多くの入學志願者が或少數の學校、例へば府縣立の一中、二中と云ふやうな學校に入學しようとする爲である。たとひ學校の數を何程か増しても、入學試験の存する限りは激烈なる競争は行はれ随つて準備教育の弊害は之を根絶し得るものではない。それ故に生徒収容力の増加を圖ることは別の道で、準備教育の弊を改むべき方案を講ずることが實に現下の急務である。

先般の改正は中等學校に於て入學者を選抜するに從來の如き試験を行はず、其の實力に重きを置くことにしたのであるから、入學者に取つては日常の課業に對して不斷に勉強することが必要で、俄仕込の準備は無効になる譯である。此の如くして小學校教育は安んじて正しき道を歩むことが出來、中等學校入學志願者の激烈なる競争も亦自ら其の跡を絶つに至るであらう。兎も角中等學校入學志願者の試験準備の弊を矯むることを現下の急務とし當局は制度の改正を行ったのである。故に中等學校に於ては改正さ

れた制度を活用し、選抜考査の方法に工夫を凝して入學志願者に付燒刃的の學力で入學考査に應じても何の効もないことを體驗せしめ、之と同時に小學校に於ては入學試験の爲の準備は絶對に行はぬやうにし、試験準備書の如きも斷じて兒童に買はせぬやうに指導することが何よりも大切である。此の如く互に拍子を揃へて努力することに依り、始めて入學試験準備の弊を矯むることの目的が達成せらるゝのである。

二、改正制度が如何に實施されたか  
すれば徒らに中學校又は高等女學校に走り或は一二の少數の學校にのみ入らうと競つた弊風を矯めることにもなり、延いて入學難緩和の結果をも招來するであらう。

改正制度の發表と共に、  
イ、情實が入り易い  
ロ、所謂試験競争を小學校に持込む虞がある  
ハ、小學校によつて教育方法及調査標準等が事實上異なつて居るから、小學校長の提出する報告を中等學校に於て其の儘受取ること  
ニ、一定の材料に依つて入學志願者の成績を求め數的に其の優劣順位を定めなければ世上の疑惑を招く嫌がある。

といふ反對説が一部の人に依つて唱へられた。而して本年實施の結果を見ると大体は本省の豫期の通り行はれて大なる非難を招かなかつたが若干の小學校に於ては中等學校入學志願者に關



する報告を厳正公平ならしめようと力めた爲か  
 數箇學級の第六學年兒童に共同試験を施したも  
 のがある。尙或府縣では一地方の小學校に共通  
 の試験を行つて採點したものもある。此の如き  
 は先般中等學校の入學試験を始めとし學期試験  
 及學年試験を廢することゝした趣旨に照らして  
 何といふ矛盾した事であらう。尙且小學校では  
 一切試験を行はしめざる法令の精神から見ても  
 大なる曲事である。又若干の中等學校では不揃  
 の標準による各小學校提出の調書を如何にした  
 ら公平に取扱ひ得るか、又情實による不公平が  
 あるならば如何に之を防ぐべきか等に就て深く  
 考へた結果遂に從來の採點法を應用するに至つ  
 たといふことであるが、たとひ形の上にも如何様  
 の變化があつたとしても、其の實は未だ舊來の  
 通弊を脱しないものである。又或中等學校では  
 小學校に向つて入學志願者の成績點及席次の明  
 示を要求し或は小學校長報告の細目に亘り仔細  
 に分類して評點を興へ更に口頭又は筆紙による  
 解答に付一々採點を行ひ此の兩者を通算して得

たる點數を以て志願者全部の序列を定め其の最  
 高點なる第一位より順次に入學を許可するの方  
 法を執つたことであるが、此の如きは全く  
 舊慣に囚はれたる處置と謂はねばならぬ。斯く  
 ては勢ひ本人たる兒童は勿論のこと教師も父兄  
 も其の兒童の成績が一點一席でも他に優らんこ  
 とに力めて茲に準備教育を促し或は改正制度の  
 反對論者が言ふが如く試験競争を小學校内に持  
 込み又或は情實問題を惹起するに至るかも知れ  
 ぬ。殊に中等學校より小學校に對して入學志願  
 者の成績點數又は席次の報告を求むる如きは小  
 學校教育に迷惑を及すもので實に思はざるの甚  
 しき所行である。更に中等學校で實行した考查  
 試問に就て見るに形は口問口答であつても一問  
 毎に當否により嚴密に採點し其の實は筆問筆答  
 と何等異なる所がないものがあつた。口頭試問  
 の眞の妙味は入學志願者と談話を交へて其の素  
 質や頭の働を調べ得る所に在るのであるから此  
 の活用を缺くものならば眞の口頭試問といふこ  
 とは出來ぬ。又中には奇問を課し斬新を衒ふ如

きものがあり凝り過ぎて題意の解し難きものが  
 あり、各學科共に冗長なる問題を朗讀して答を  
 求めたるものもあり、其の時間數の如きも長き  
 は三、四時間に及べるものがあるなどいづれも  
 口頭試問を濫用又は誤用したるものである。尙  
 應募者が其の募集員數を超ゆるか超わざるかの  
 狀況に在る學校までが志願者の多數蟄集する學  
 校と同様に複雑なる考查法を執りしが如きは果  
 して何の爲であつたか誠に了解に苦しむ所であ  
 る。かくの如く一部の學校がこの簡明なる改正  
 制度を何故に有りの儘に施行しなかつたか。蓋  
 しこれは外に對しては飽くまでも公正に一點の  
 疑惑や情實の餘地なからしめんことを願ひ内に  
 向つては一人でも多く比較的優秀者を取容せん  
 ことを望むの餘り何等かの方法により志願者の  
 價値を數的に計量し可成最後の一人までも序列  
 によつて決定せんとする結果であつてしかも多  
 年の習慣が學校當事者をして從來の試験法を以  
 て比較的正確なもの簡單明瞭なものとの考へ  
 に傾かしめ易きもその一因であらう。畢竟改正

制度の眞義を十分に解せざる結果である  
 三、改正制度に於ける準則の眞義は何れにあるか  
 從來の所謂試験による選拔法は主として一定  
 の計劃の下に一定の筆記試験を行ひ其の紙上の  
 結果について一律に採點を施し其の合計點の多  
 少によつて採否を決するのが普通であるから其  
 の方法は比較的簡單明瞭であり、其の選拔は  
 殆ど最後の一人まで成績の評點順位によつて容  
 易に決することが出來、加之外部よりは一點の  
 疑念も情實も容るゝの餘地がないと云ふことが  
 其の特長とせらるゝ所である。併し乍ら其の長  
 所はその半面に於て大なる短所を有して居るこ  
 とを忘れてはならぬ  
 何が短所であるか。云ふまでもなく複雑なる  
 心身を有し加之發達の途上に在る少年を一二回  
 の試験によりて數的に優劣順位を付け得るもの  
 として取扱ふことが既に獨斷であつて一種の謬  
 見ともいはれるだらう。教育的實驗心理學が近  
 時長足の進歩は爲したものの、人の素質及性格等  
 に關する検査の方法は未だ十全なりと云ふこと



を得ないのである。況して從來の試験による評點の如きものは志願者の常識、素質、性行等の諸方面即ち人物全体に對する綜合的結果を示すものではなく、其の一部分たる記憶、推理等の測定に過ぎないのである。然るにこれを以て直ちに其の兒童の眞價を掴み得たものと考へ、之に序列を附して合格不合格を定めようとするのは輕率も亦甚しきものである。然るに依然として從來の試験法に泥み上述の様な小學校長報告の取扱法や考查方法を行ふならば、改正制度の目的は到底達せられるものではない。されば從來の獨斷的の考へ方から脱し人力の限度を考慮に置いて處置しようとするには強ひて序列的に優劣を峻別せざる方が宜しい。寧ろ此の方が正しく人を見る所以である。若し評點順位によつて嚴重に選抜を行はうとするならば前に述べた通り志願者は一席でも優勝の地歩を占めんとして無理な準備をなし、或は小學校内に競争を持ち込み或は情實に依らうとする等の弊を生ずるに至るのである。以上の理由から小學校長報告の

取扱方に於ても人物考查の方法に於ても總べて常識、素質、性行等の諸方面より志願者を人間全体として洞察し其の大綱を掴むことを眼目とし、應募者數の割合からも考へて優劣の程度著しく何等疑を容れる餘地なきものに限りて其の取捨を決定し尙殘りがあつて何れも相當と認めらるが其の全部を入學せしめ難い場合には抽籤に依つて之を定むべきである。改正準則の主眼はこゝに存するのである。これは勿論入學志願者が募集員數以上ある場合に於て行ふ考查選抜の準則であるが以下更めて第一次及第二次の選抜に就て考查の概要を述べよう

第一次の選抜に於ては小學校長の入學志願者に關する報告を調査し其の成績等の上より明かに撥ねて然るべしと斷定し得る者に對し粗篩を行ふのである。尙人物成績共に抜群であつて判定に誤りないと認め得る者は此の際其の入學を決定しても差支はない。而して此の粗篩は文字通りの粗篩であつて各小學校長の報告には其の調査標準に多少寬嚴の差があつても選抜標準を

窮屈に定めず大体の範圍に於て選抜することにすれば不都合はないと信ずる。當初此の點に關し彼此論ずる人があつたが、先般實施した結果を見ると結局それは一つの杞憂に過ぎなかつた小學校長提出の調書と中等學校に於ける考查の結果との間に稍大きな相違のあつたもの、數が考查に應じたるもの、數の一割五分以上に達したる學校は官公立中學校四百八十二校中、四十六校、公立高等女學校五百七十八校中、五十八校に過ぎなかつた事實が大略之を證明し得ると信ずる

第二次選抜に於ては上述の第一次選抜を経た者に付實地に人物考查及身体検査を行ひ同時に小學校長の報告を參酌して確に優良と認め得る者に限り募集員數の範圍内に於て選抜し更に募集員數以外に於て明白に劣等と判定し得る者は之を不合格とするのである。而して其の人物考查の方法は應募者の多少や土地の情況等に依つて同一に論定することを得ないのであるが前に述べたる如く單に課題による採點法を以てして

は満足するを得ないことは明かであるから、新制準則中には人物考查は常識、素質、性行等に關して考查するものとしたのである。この複雑な精神的現象の考查は課題等によりて部分的に行はうとしても其の目的を達し得らるゝものではない。畢竟志願者と直接面談して居る間に精神の各方面を綜合し人間全体として優、中、劣位の等差が自ら一つの心證として得らるゝのである。勿論一點二點の差を付ける様な區別は得られないが、從來の弊が強ひて此の差別を付けようとした所にあつたことを忘れてはならぬ。

尤も應募者の關係上今少しく精細を要する場合には其の考查の方法を工夫して更に優の上下、中の上下位の程度に分けることも強も不可能でない。舊來の試験法は多くは初から固定した課題に依るが爲に大体記憶の試験に陥り易く又偶然の成功や失敗に對しては答案以外に判斷すべき何等の材料も機會も得られないのである。然るに先般の改正に於て一般に用ふべきものとして口頭試問は直接入學志願者に面接して對談的



に試問することを主眼とするのであるから一つの問題から出發して問答を進め答辯の如何によつては考查者より教へもし導きもし又志願者の質問をも許して自由に考へしめ答へしめ恰も教室にあるが如く取扱うて其の間に大凡何れの部類に屬するかの見込(心證)を付けようとするのである。よし優劣の區別をつける事は大体であつても其の人物全体としての真相を掴むことに於ては從來の試験法に優ること數等である。又考查に費す時間も大体豫定をするは宜しいが見込の立ち次第に早く切り上げてよく、必要あらば之を延長するも差支はない。尙其の問題も初は平易なる日常の生活等に關する範圍より出發し必要に應じて漸次に其の程度を高むることは自由である。

斯様にして始めて彼等志願者が如何に多くを知るかを察する以外に如何に學び得るか、如何に判斷し推理し得るかを知らることが出來又嗜好意志、感情、材幹等に至るまで其の傾向を窺ふことが出来る。之が眞に求むる所の人物考查である。

ある。此の考查法の性質上試問は多岐多様に進み萬人に一樣なるを得ない嫌はあるが却つて人々の特徴に應じて試問し得るが爲に其の結果に於ては寧ろ比較的公平なる判定に達し俄仕込の準備や情實に依る造り事も其の効を奏する餘地がなくなるであらう。

又身体検査に就ては、或は体格と機能とを區別し、或は身体全体として之を數的に取扱ひ點數を以て等差を表したるものもあるがこれは更に考慮を要する問題であつて寧ろ學習に耐へ得る程度を標準として決定する位が穩當であらう。前述の如くして第二次選抜に於て其の募集員數を満たすことを得れば結構であるが尙員數に不足ある場合には成績相似て優劣を分ち難き殘余の者から抽籤によつて殘りの全部を決定すべきである。

茲に自然に起り來る問題は抽籤に關する疑である。上述の考查の方法を採るならば勢ひ抽籤によつて決すべき員數が相當多くなる虞がある殊に多數の優秀者が蝟集する學校に在つては眞

に抜群として豫め選抜し得らるゝ者は極めて僅少であつて志願者の殆ど全部が優劣を分ち難き結果になりはせぬかといふ疑問が起るであらう勿論抽籤に依つて決すべき員數の多くなることは喜ぶべきことではないがさりとて優劣の差の不明なる者と一點二點の評點で無理に差別しようとする危険を冒すに優ることは論を俟たない故に若しも新制の精神に依つたが爲に應募者の殆ど全部又は大半に就き優劣を決し難い場合を生じたならば悉く之を抽籤に附して所要の員數を選抜しても宜しいのである。本來多數の優秀者が一二の少數の學校に向つて集り同地方に存在する他の公私の學校を顧みないのは大に考慮すべき現象であつて、此の事が入學競争を激烈ならしむるの因をなすのである。志願者の大部分が、抽籤に附せらるゝが爲に初より他の學校を選んだならば容易に入學し得らるゝやうな有爲の者が入學し得ざるの不幸を見ることは遺憾とすべきであるがやがては之に刺戟せられて住所や地域の關係から漸次各學校へ自然に分布せ

らるゝの機會を作るものとも考へることが出来る。加之優秀者の蝟集するのは大都市に於ける若干の學校に過ぎないので其の他に於ては志願者の數が應募者數に三倍するものは極めて稀で二倍に達するものも亦少く其の多くは一倍半を上下する有様であるから全國的に見れば深く憂ふるに足らぬと信ずる。

尙抽籤に依つて入學志願者を定めることは往々投機心射倖心を唆る嫌があることせられるが茲に謂ふ所の抽籤は初より直ちに之を行ふのではなくあらゆる手を盡したる後已むことを得ず最後の手段として行ふのが原則である。社會萬般の事たる其の兩端に向ふ程其の差別が鮮明となるに反して互に相接近するに従つて漸次不明の度を加へ遂に其の判明に苦しむやうになることは我々の常に經驗する所である。殊に靈妙複雑なる心身を持ち且發達の途中にある人物の優劣を判別することの至難であるは固より當然である。其の判別し難き者を強ひて點數を以て之を判別せんとする所に無理が生じ弊害も發生す



るのであるから寧ろ抽籤を用ふるの安全なるに及ばないのである。故に適當なる指導を與へて其の抽籤に依る所以を理解させれば却つて射倖心等を助長せざる許りでなく選に入れる者も其の力に誇らず選に洩れたる者も恥づる所なく進んで他の途を選ぶに至るであらう。先般の實施狀況に於て抽籤を行ひたる校數も抽籤に附せられた員數も僅少であつて寧ろ之を避けんとしたる形跡のあつたのは其の努力に於ては多とすべきであるが却つて所期の目的に反するものはあるまいか。抽籤は特に之を獎勵し又は希望すべきものでないことは勿論であるが飽くまでも之を避けようとして小學校長に對し志願者の差等を細かく示すべき種々の調書を要求し考査に關しても細密なる採點法を取り微に入り細を穿ちて志願者の差別を立てんとして改正の精神を没却するに至ることは大に戒むべきである。

四、學校當事者への希望

過般の改正制度實施に就て遺憾に感じたる所は大要右に述べたる如くであるが、概して之を

言へば從來の試験方法に較べて一段の進歩を見たのは勿論であつて小學校側に於ては準備教育の減少となり、中等學校側に於ては考査方法の改善著しきものがあつたのである。教育界が今後改正の精神を更に深く考へ一層の工夫を積んだならば所期の目的を達成することは必ずしも難事でないと思ふ。

イ、準備教育の全廢と實力の養成

小學校當事者が其の卒業生の上級學校入學志願者を出來るだけ多く合格せしむるが爲に之が準備を行ひ其の成功を圖ることは固より人情の自然ではあるが、國家百年の大計から考へて小學校では絶対に準備教育を廢止し之と相伴ふ注入教育の舊套を改めて、眞に實力あり工夫創作に富む人物の養成に力め、中等學校ではよく小學校側の努力を諒察して其の教育を繼續修補し又小學校をして其の本旨を達成せしむる様入學者選抜方法に對しても一段の研究工夫を進めらるゝことを望むものである。昨年来盛に出版せられた入學試験準備書に對しては學校當事者に

於てよく注意し改正制度の徹底と相俟つて之を不用に歸せしむべきである。

ロ、個性尊重と職業指導

個性の尊重が教育の根本問題であるのは論を俟たざる所である。小學校兒童に對しては其の平素の性行、特徴等を仔細に考察し又其の境遇を調査して彼等の將來進むべき前途を指示誘導することは最も大切である。又等しく中等學校に進む者に對しても豫め各學校の特徴を調査し各其の適する學校に向はしむることは單に入學難緩和の上より見るも其の効は少くはない。現に今年度中學校及高等女學校入學志願者の一般に減少を示し或方面に於て實業學校入學志願者の増加を見たのも亦この指導が其の一原因をなしたものと考へる。尙入學者選抜に當つて小學校長の報告が一層尊重さるゝに至つた今日であるから常に最善の注意を拂つて各兒童の特質を観察すると共に日常生活に於ける實際的動作にも留意して其の個性才能を説明する好資料の蒐集に力むべきである。

ハ、小學校長の報告書

小學校長の報告は云ふ迄もなく志願者の性行資質、學力及境遇等に就て其の資料を提供するものであるから及ぶ限り明瞭適確なることを要する。然るに往々其の説明に用ひられたる言語文章が抽象に馳せ形容に流れ却つて其の真相を捉ふるに困難を覺わしむる憾があつたと言はれてゐる。故に小學校當事者は成るべく日常の具體的事實を引例し、或は兒童の有りの儘を説明して彼等の動作、本性等を如實に察し得るの材料たらしむることに一層努力すべきである。又中等學校に於ては小學校に向つて志願者の細密なる各科目成績評點や同學年中の席次等の報告を求むることを廢し寧ろ小學校に於ける日常學習の狀況等生きたる資料の提供を求め其の人物の眞價を察知するの用に供するのが最も有効であると思ふ。尙家庭の生活狀況や身分に關する調査は特に慎重に取扱ひ敏感なる年少時代の自尊心を傷つけ誤解を起すなどのことなきやう注意を要する。



産 業

◎ 蔬菜の促成栽培法に就て

萩町技手 森 田 久 松

二月十九日より五日間豊浦郡安岡町に於て開催されたる山口縣主催蔬菜高等園藝講習會に出席し其の聴講した概要を左に記述して讀者各位の参考に供したいと思ひます

第一章 促成栽培の信條

古來「初物を食すれば七十五日生き伸ぶ」の諺あるが如く初物は大に珍重されたものである文化程度の進むに従ひて人々の嗜好は發達し自然の氣候の下に産する所の初物のみにては飽き足らず冬期雪中尚ほ夏の瓜類を得むことを欲するに至るは自然の勢である殊に近時社會各方面共生活の程度は益向上し珍しき蔬菜を要求するが切實となり愈々蔬菜栽培家の技術の發揮を促して來た今や我が財

界は不景氣の風に襲はれ農産物の價格亦下落の底を辿りつゝあり生活問題の如き層一層緊張を要する時代にも拘らず一度嗜好せるものは其の需要依然として減せず総て諸物價の下落せるに反し促成品及び高等蔬菜は依然として高價を示してゐるのであるから促成栽培は一般蔬菜の栽培と共に前途尚ほ洋々たるものが認められる

然し促成栽培は天然の氣候に反し人工溫度を供給して高温作物を栽培するものであるから動もすれば天候の影響を蒙りて失敗に終ることがある從來の經驗に依ると嚴寒の候二三日間も降雨が續いて被蓋物を取り除くことが出來ぬ場合には植物は大變に衰弱し収穫は半分となり甚しきに至りては全く枯殆することがある又例へ天候が適順であつて栽培にも成功し收穫が多く其の栽培の時期如何に依りては需要が少く價格は甚だ安くて收支相償

理することが冬季間の副業として最も當を得たるものである

第二章 促成栽培の歴史

本邦に於ける温床の元祖は恐らく静岡縣の三保であらう今歴史的に之を調べて見るに今から三百五十年前慶長年間既に温床を利用してゐたらしい即ち徳川家康が彼地に遊んだ時四月の節（今の五月中旬頃）に茄子を採收してゐたと言ふことが今も尚ほ口碑に傳はつてゐる俗に新年の初夢として「富士二鷹三茄子」と稱して是等の夢を見るときは縁喜がよいとして祝ふことは人々の知る所である又一説には是は瑞夢の判斷でなくて駿河の名物を示したもので松浦静山の甲子夜話と言ふ隨筆にも次の如く記されてゐる「徳川家康駿府に御座りし時初茄子を召されしに其の價甚だ高價なりしかは駿河にて高きもの三つあり第一は富士第二鷹山（愛鷹山）第三茄子なりと言はれたり」云々と之れ明らかにかに三保の早作り品が家康の幼時既に産出してゐたことを證するものである然し當地方に於て眞の促成栽培として早春茄子や胡瓜を圍繞の内に栽

はざることがある夫れで或は促成栽培を目して一種の投機的仕事の様に考ふる人があるが是は豫め市場の狀況に通曉せざることと前者は促成栽培が比較的新しく發達したる事業であるから動もすれば栽培法に不備の點がある所以である夫れ故に促成栽培に従事しようと思ふ者は常に市場の狀況に精通すると共に一方には其の管理栽培法を研究して一二年間は小區域内に於て充分なる熟練を積み徐ろに事業に着手して忠實と熱心とを以て事に當り如何なる困難に遭ふても之に打ち勝つゝの覺悟を以てせねばならぬ

促成栽培は其の管理には澤山の勞力と資本を要するが廣大な土地を要しないことと冬季農閑を利用するものであるから勞力の分配上都合が良い殊に其の管理に過激なる勞働を要しないから婦女子もよく之に従事し得るの利益がある然し他の園藝業に比して多くの危険が伴ひ且つ設備と供熱材料とに多少の資本を要するから各自に於て資本と勞力に應じ副業的に可成小規模に經營するのが良い例へば普通家族二三人位の勞力で木框二十個位を管



培して油障子を用ひ始めたることは極めて近頃のこと  
ことで六七十年以前に過ぎず夫より更に下りて明治  
二十六年頃になつて初めて福羽氏が佛國から傳  
へたものに依り現今の如き硝子障子を覆ふて新式  
の改良促成栽培法を行ふに至つたのである

三保村に亞いで古き起原を有してゐるのは江戸の  
近くの砂村である京都の聖護院地方のは其の後大  
分後れてゐる即ち聖護院地方は天保年間に和歌山  
縣海草郡で船中に於て早作りをしてゐるのを見て  
行ひ初めたと言ふてゐるが其の起原は明らかでない  
更に現今最も發達してゐる名古屋地方のものは  
明治に入りて京都聖護院より見習ふたものである  
が現今は實に數千株の温床を有してゐる

### 第三章 種類及品種の撰擇

促成栽培を創めるに當つて先づ考へねばならんこ  
とは種類の撰擇である然し其の要求は各地從來の  
習慣に依りて大に趣きを異にしてゐる今一例を舉  
げて見ると關東と關西とでも大變其の嗜好が異り  
京都大阪地方にては蕃椒、蓼、紫蘇の香辛類が大  
いに用ひられるけれども三ッ葉の需要は殆どない

東京地方は全く其の事情が反對であつて冬瓜南瓜  
等の促成品が肉詰料理用として極めて歓迎せられ  
てゐるが關西では殆ど其の眞價を認めないが如き  
等は其の一例であつて亦其の一斑を窺ふことが出  
来る

### 第四章 促成栽培場の位置

蔬菜は新鮮なるものが貴ばれるから之れを栽培す  
るには都會に接近したる地方が最も有利なる譯で  
ある然し交通機關の發達するに従ひて其の區域は  
大に擴張せられて稍遠き地方に於ても温暖なる場  
所で行ふ方が反つて有利なるものがあるに至つた  
而し促成栽培を行ふには多量に醸熱物を要するか  
ら厩肥や塵芥等を廉價に且つ容易に得られる場所  
でなくてはならぬ尙ほ位置の撰擇上左の數件の事  
柄は最も注意を要するものである

- 一、南面して温暖なること
  - 二、輕鬆土にして排水良好なること
  - 三、住宅に近く管理に便なること
  - 四、水分の供給に便なること
- 促成栽培の理想的位置は西北に丘陵を負ひ南面に

緩傾斜をしてゐる所が良い然し西南に面したる地  
を得難きときには東南に面したる地を良しとする  
西南に面したる地は夕日を受けて夜間床温を保つ  
に利益があるが東南に面して朝日を受くる利ある  
に如かぬ又土質は排水が不良で湧水することの不  
可なるは勿論であるが又重粘の如く保水力強きも  
のは常に低温であるから保温に不利である故に促  
成場としては砂質壤土にして而も腐植質に富み稍  
黒色を呈する土地が最も良い尙ほ位置は住宅に近  
いことも最も重要な條件の一つである何んとな  
れば天候は一日間に於ても變化極りなく従つて晴  
雨寒暖風の強弱方向等の微細なる天候の變化にも  
常に障子の開閉に周到なる注意を要し僅かなる不  
注意と手後れとが將來の成績に多大の影響を及ぼ  
すからである若し其の位置が遠隔の地にある様な  
場合には特に管理者の居宅を其の附近に設くるこ  
とが必要である又水分に付考ふるに被蓋物がある  
から露地栽培の如くに降水に依頼することが出來  
ず又底部に醸熱物があるから地下水を俟つことも  
出來ぬ夫れ故に毎日多量の灌水を要するから供水

に便なる設備をせねばならぬ灌水は有機物や礦物  
質殊に鐵分を含まぬものを撰ぶ若し鐵分を含み又  
は其の水分が不潔なるときは往々根を害し莖葉を  
汚し種々の病源を發することがある又用水は餘り  
寒冷なれば床温を損じ又は根を傷める虞れがある  
から常に攝氏二十度内外の温度を保たしむる必要  
がある此の目的には堀抜井が最も有利であるが容  
易に之れを得られぬ場合には竈を設け湯を沸かす  
設備をせねばならぬ然し概して言ふと需要の最も  
多いのは瓜類と豆類で葉菜類や根菜類は之に次ぎ  
軟化品としてはウド芽芋芽薑等である今促成栽培  
に用ひられてゐる種類を大別して示すと次の如く  
である

- 一、果菜類 胡瓜、茄子、トマト、南瓜、冬瓜、  
扁蒲、菜豆、鵲豆、豌豆、苺、蕃椒、越瓜
  - 二、根菜類 二十日大根、胡蘿蔔、馬鈴薯、火焰  
菜
  - 三、葉菜類 苣荬、紫蘇、葉蕃椒
- 就中最も有利なる種類として廣く栽培せられてゐるものは胡瓜、茄子、菜豆、苺等で南瓜、越瓜、



蕃椒の如きも有望種には相違ないが需要は前者の如くに多くない更に苜蓿、豌豆、苺の如きものは一部栽培する者があるが交通機關の發達と共に温暖地方の露地栽培品が搬出せらるゝから之を特に促成品として珍重するものが少い近來暖地に於ける早熟栽培の技術と是等の設備とはよく發達して動もすると種類に依つて促成品を壓倒せんとする傾向がある静岡縣の三保地方では障壁を利用して二月中旬頃から既に苺を産出し五月上旬から自然の状態に於て胡瓜、南瓜、枝豆等を續々生産してゐる然し目下の所促成品には大した影響を及ぼさないが將來大に注目すべきことであつて早熟栽培の發達は臆て促成作物の種類を大に制限せらるゝに至ることは免れざる所である

又温床栽培に用ふる品種に就ては種々の點に注意を要するものである即ち

- 一、早生種なること
- 二、矮生豐産なること
- 三、品質優良にして市場の要求に適合すべきこと

促成用蔬菜の品種としては早生矮生豐産なること

であるが最後の要件としては市場の要求に適すること亦忘れてはならぬ元來地方的の習慣と嗜好とに依りて促成用蔬菜の種類に差異あると同じく品種に對する要求も亦同じでない例へば胡瓜は聖護院種の様に長形淡綠色のものが歓迎せらるゝが東京附近では稍短形で綠色の濃き節成種を貴び又茄子に在りては前者の圓形なるものを喜ぶに拘らず後者は稍々長形でないに需要が少いと言ふ風である夫れ故に促成栽培を行ひ眞に營利的に成功せようと思ふならば常に世界的に種類品種を研究し有望なる品種を得ることに努め且つ市場の状況を明かにして常に是等の要求を満足する様に其の選擇を爲すことが最も大切である

第五章 床

從來苗床と云ふ言葉を使つてゐましたが次第に其の利用が廣くなり單に苗を作るのみに限らなくなりましたから特に床と云ふことにして申上げます床の利用は實に集約に重きを置くことが栽培の第一歩と云ふべきもので蔬菜栽培の發達せぬ所は殆ど總ての蔬菜は畑に直播をしてゐますが段々進む

に従ひて床播をするものが多くなりますます夫れで床利用の多少によりて其の地方の集約の程度が分る位であります夫れでは床は如何なる場合に利用されるかと云ふと大体次の如くであります

- (イ) 長期作物に對し本圃にある期間を短縮せしむる場合(ウド、アスパラガス、苺、葱)
  - (ロ) 幼苗期間周到なる管理を必要とする場合(高等蔬菜)
  - (ハ) 本圃に直播を許さざる場合(甘藍、葱頭、軟白葱、セルリー等)
  - (ニ) 成熟期を促す必要がある場合(瓜類茄子)
  - (ホ) 土地の少い場所之を集約利用する場合(蜜植栽培)
  - (ヘ) 寒い時期に高温蔬菜(生育の爲攝氏二十度以上を要するもの)を作る場合(促成軟化栽培)
- 此の目的により床には色々の種類があり且つ其の構造法が違ひます今之を表に示して見ますれば

冷床 傾床 (苺の早熟栽培)  
 溝床 (盆栽類防寒低温蔬菜の軟化栽培)  
 平床 (高温蔬菜の育苗及促成栽培)  
 溝床 (高温蔬菜の軟化栽培)

甲冷床  
 從來温床に對して之を冷床と云ふてゐるが特別に冷やかなと云ふことはない自然の温度の下に露地で作る床であるから露地床とするが穩當である

第一 平床

(イ) 育苗  
 是は一番簡單であつて其の作り方なども特別の定まりはない柔い肥わた畑であれば單に菜や大根を播く様に土地を均らし縦に五寸位の鉄幅の淺き作條を切り木灰や下肥を施し之に廣幅に條播をして土をかけて置く位でよい從來葱苗を作る場合などに行ふてゐる所である  
 然し小苗の時に乾燥や暑さを嫌ふ物には大面積の畑に水を掛けるのは大變であるから此の平床を作



ります従而水氣を能く持たない砂地等では簡單に蒔けません斯る土地には水氣を持たせる爲に理想として土に對して三割の堆肥を使ひます此の場合の堆肥は能く腐つたのを細かにして砂土と混じるので床の幅は四尺長さは東西二―三間に仕切るのが良い用土の厚さは三四寸で砂地では平らにし粘地では盛り上げて作ります  
 兎角床を作ると土龍ももが入り易い是は作物直接の害獸でなくて堆肥を多く入れますと蚯蚓がわくから之を喰ふ爲に來てトンネルを作りて困ります之を防ぐには苗床の周圍の土中に圍いをする事です即ち板又は瓦などを一尺も深く縦に埋めて置けばよろしい床蒔には普通條播と撒播とがあります撒播にしますと床の面積が六割位で足りませんが苗が細く出來ますから太い良い苗を作るには條播にします然し玉葱の様な細き苗を欲するには撒播でよろしい又普通の葱の様に太い苗を欲するものは條播にします條播にするには四寸距離にするがセルリーや甘藍等の如く種子の小さいものは三寸位でよい之には竹の棒を抑へつけて小溝を作りて其の

溝中に蒔くのです撒播だと厚薄になり勝ちですが馴れるとよく蒔けます馴れぬ内は撒播の方が良い播種したら土を三分位の厚さに掛けるのです溝は三―四分の深さにしてゐるから土で均らすと三分位の厚さになります蒔いたら其の上に藁か粗殻かを二―三分の厚さに覆ふて置く草の生へるのを妨げ一方には乾燥を防ぐから良い若し藁で覆ふたら發芽と共に取り去るので採種後發芽まで時々此の藁の上から灌水してやれば一週間位で發芽します  
 種子が生へて來ると密な所を適當に間引いて苗が徒長しない様にし本葉一二枚の時に他の床に假植しておきます 以下次號

●竹林栽培の奨め

岩 武 技 手

林業は百年の大計と申して資本を投し之が回收を爲す迄長年月を要するのであるが只一つ僅々十年内外にして多大の収益を擧げられ而も其の収益が

連年一定であると云ふ良い林業がある即ち今回御奨めする竹林業なのであります  
 竹は本來東洋の特産物であつて西洋には極めて少く只觀賞用として栽培せらるゝに止まり之に反し我國としては今後需要に困ると云ふことは絶對に無いのみならず之を實用品とし裝飾用として外國に於て盛んに歡迎され従つて價格の變動も無いのである  
 吾が萩町は氣候風土の總てが竹の生育に適し竹林面積に於ても縣下第一で品質も亦京都竹を凌ぐと評されて居たが近時各移出先の評判に依れば早期伐採の爲め竹の保存年限短く品質も悪くなつたとの事である折角世上に知られた名聲を墜すと云ふことは將來に於て取り還へしのかねことゝなるのである此の際大いに考ねねばならぬ次第であつて是非共從來の慣習を破り伐採に當り他人委せにせず擇伐法を行ひ一面相當の肥培を爲すことが目の急務である要するに竹は禾本科植物で稲や麥と同種類である稲や麥に肥料を與へ竹に肥料を與へざるは間違つて居ると申したい

縣下厚狹郡王喜村は孟宗竹栽培地で有名であるが全地では竹に肥料を與ふれば其の肥料代が倍になつて還つて來ると云ひ一反歩百圓以上の肥料を入れて居る一面収入は一反歩二百圓乃至三百圓に達し肥料代を差引き百圓以上の収益があつて田地よりも餘程利益であると謂はれて居る京都府は竹の先進地であるが竹林収入は府下平均一反歩百圓で竹林現今の値段は一坪五六圓乃至十圓に値ひし田の三四圓より五六圓なるに比し數等よいのである之に依りても竹林収入か如何によいか分る又宮崎縣那珂郡榎原村上溝青年團は一町歩の五三竹林を持つて居るが此の土地より年々三千圓の収入を擧げると云ふ豪勢な話がある、斯様に他地方には吾々から考へると信せられぬ位な甘い話があるが吾が萩町で一段歩から五十圓も年々収入を擧げ得る竹林があることを聞かないのは竹林町として實に遺憾と思ふのである、農家の副業奨励と云ふ聲が高い今日農閑期を利用して是非竹林造成に向つて進まなければならぬ、竹林の無きものは竹林の新植を天然竹林所有者は竹林の培養を是非實行さ



る、様御奨めする爲竹林栽培法の概要を登載し御参考に供する次第である

一、竹の種類 竹の種類は數十種あるが先ず栽培して利益の多いのは苦竹、淡竹、黒竹、孟宗竹の四種である

苦竹は當地では「はんだけ」又は「まただけ」と云ひ筍の味は少しく苦味を持つて居る淡竹は味淡白黒竹は竹幹の黒きに依り其の名がある孟宗竹は一名江南竹と稱し支那江南州が源産地である當地に於て栽培を奨めたいのは右四種であるが漸次他の種類にも及ぼしたいと思ふ

二、竹林栽培の適地 萩町に於ては椿東のある一極部を除く外竹林造成に適せぬ土地は無いと云つても良い程竹に相應しき所である而して最も理想的な土地は排水良好にして地味肥沃日當りの良い所である概して杉の適地は苦竹に檜の適地は淡竹の適地であると考えれば間違は無い土質は赤土に砂礫の混せる土地の中へ肥培せし所を最も可とし筍の味は斯る地が一番よい厚狭郡王喜村では筍に赤土を塗つて出荷して居る黒土に砂礫を混せる土

地は味及竹質前者に劣るも豊産である

方位は可成東南向を可とし西北を避け四圍が山岳又は竹を以て圍まれ風當り少き地を選ばばよい風當り強き地に在りては風當りの方の節が隆起し竹質を墜す虞がある土地は平坦地よりも稍傾斜のある方がよい二十度以上傾斜のある土地は混雑林と爲す方がよい、青木葉の生ずる土地か竹林造成に適當であると云はれ此に依り適地を見るのも一方法である

三、母竹の選定 母竹は無病の竹で可成若竹を選ばば太さは二三寸廻りで枝下の短き竹を選ぶことである太き竹に長い鞭をつけて植ゆれば或る程度迄太い筍が出で結果は良いが太い竹掘り取りの際根を傷けるし枝下も高くなるのを免れない且勞力に非常に影響する四寸廻りの竹を二本掘り取る間に二三寸廻りならば三本位は掘り取ることが出来るそこで將來成林期に於て成績に大差が無いとしたならば一寸でも小さき母竹を選ばべきである母竹は竹林の外に生へ出た竹を掘り取れば作業が容易である

四、母竹の掘取 竹の鞭根は竹の枝と同一の方向に延びる性質あるが故に掘り取りに際して凡そ根の方向を見て幹の廻り一尺五寸位の所より掘り始め鞭根に傷をつけぬ様注意が肝要である竹根は必ず左右一尺以上の長さを附し且必ず一、二個の鞭芽若は筍が附着して居なければならぬ掘取りに當り途中で竹幹を持ち動かして見ることは大禁物である斯くして掘り取り後は鞭根の切斷面を削り竹枝三四枝を残し先端を切り捨つるのである掘り取り後は根の乾燥せぬ様土若くは筍等にて覆ひをすることを忘れてはならぬとして一人一日で二十三十株位掘り取る事が出来る

五、移植の時期及本數 竹の植栽時期は大体に於て春秋二期を可とす竹は元來活着が良く極寒極暑を除けば大抵活着するが植付地の地拵へが農閑期であれば好都合であつて此の点から云へば春植が最も優れて居る同じ春植でも三四月の候で筍の出る一ヶ月位前が一番良い若竹の植付時期はその地方の山櫻が咲く頃が活着もよく發筍も多いのである

植付本數は苦竹淡竹は六、七十孟宗竹は四、五十黒竹は百株位が適當である本數が少なれば其れ丈け成林が遅れる筈であるか植栽後二、三年の時には植栽本數の少き程竹幹の太さを増す傾向があり母竹に遠く隔たつた空地程太いのか出る是は肥料の關係もあるか悪い母竹を密植するよりも良好な母竹を疎植するが良い

六、植付地々拵及植付後の處置 理想的に云へば土地を深さ一尺五寸位に全部開墾する方が良いが勞力の關係上先づ初年に植むる所のみを掘り二年目に鞭根の延びる箇所三年目に其の残り云ふ様にして全部を開墾する方がよい植穴の深さは一尺乃至二尺とし横幅はなる丈け廣い方がよい、植方は先ず竹を植む其の上に分の土を入れ踏み次に残りの土を入れ踏みつけ其の上に五尺位に藁を敷き支柱を立てるのである植付後風に揺らるゝ事は母竹植付に當り最も忌むことであるから支柱は是非必要である此の際深植及過度に踏み固むることは禁物である且植付と同時に一本に對し二、三合の大豆粕を根の周圍二三ヶ所を掘り與へることは



鞭根蔓延上必要である斯くして一日二十五株内外  
植付くことが出来る

新に竹を植わたる當座は雜草が盛んに繁茂するも  
のである生ゆる儘に雜草を打捨て、置くに竹の繁  
殖が面白くない夫れは其の筈で雜草が茂る丈け土  
地の養分が取られ竹の吸収する分量が減す事にな  
り尙其の根株で土壤が固めらるゝし雜草の爲め地  
温が冷ゆる結果生長が思はしくない依つて筈の生  
ゆる前一回と八九月頃一回當分の内年二回除草の  
必要がある除草は良く切れる鎌で株低く刈り取り  
根際に擴げて置くに適當な濕氣を持ち肥料にもな  
るから良い、植付けて五六年目頃になると大分竹  
が生ね込んで雜草の繁茂も衰へて来るから八月頃  
一回雜草を刈り拂つて之を地上に散布して置けば  
充分である其の序に母竹病竹を除き施肥手入をな  
し八年目頃一回除伐を行へば十年にして成林する  
から其の以後は連年伐採が出来る此の外に根株の  
み植付する株植法及鞭根植付法もあるが一番成績  
の良いのは母竹植植法である

七、鞭根誘引法 是は林地に竹を誘ふ作業で隣り

草をなす竹林内で伐採せし小木雜草は無論其の儘  
とし之に藁麥稈塵芥等を加へ一反歩三百貫乃至五  
百貫位均布すれば良い次は土入れであるが十月よ  
り翌年二月迄の間に林内適當の場所より土を運搬  
し坪三位の割合に置き三四年目毎行へば良い土入  
一段歩に要する人夫は十人内外である

肥料の種類は如何なるものを用ひても差支はない  
施肥の時期は速効肥料は二月頃より八月頃迄の間  
に施し遅効肥料は其の他の時期に施せば良い有機  
質肥料(堆肥等)は只地上に撒布するのみで良いが  
他の肥料は一坪に付三個内外の淺き穴を穿ち此の  
内に埋め込むのである

金肥では大豆粕、油粕、蹄角粉等が良い但し大豆  
粕は他の動物が食ふ虞れがあるから過燐酸石灰と  
混合施肥すれば此の害も防げるし肥料成分の上か  
ら云つても宜い

一面あまり有機質肥料のみ施した節は石灰を使用  
する必要がある施肥料は一概に云へないが大豆粕  
油粕等は一反歩三十貫内外堆肥は二、三百貫位を  
適當とする人糞尿も竹には極めて良い肥料である

の土地に竹が無い所では出来ない先づ竹林に沿ひ  
幅二間内外に開墾し地上に堆肥敷草等を散布して  
鞭根を誘引すれば竹は直ちに其の方へ向つて繁殖  
するものである併し大面積では開墾は容易でない  
ので二間幅に雜草雜木を伐り拂ひ散布し不足の場  
合他の敷草を擴げ尙坪三ヶ所位淺く穴を穿ち大豆  
粕を一握り宛埋めて置けば此の上ない斯くして年  
を重ぬるに従ひ擴張して行くのである併し元の竹  
林は漸次衰弱するから施肥をなし場合に依つては  
斜斷の途を講ずる必要がある即ち幅一二尺深さ二  
三尺の溝を穿てば良い

八、竹林改良法 是は現に存在する天然竹林を改  
良する作業であつて當地方に最も適切なる方法で  
ある  
先づ改良の當初に當り竹林の整理が必要である即  
ち農閑期を利用し雜草蔓莖を除去し雜木も除伐す  
るが良い併し雜木を一時に全部除くこと及竹林の  
周圍峯通りの雜木迄も伐採することは宜敷くない  
不良竹老竹姥竹被害竹細小竹は全部伐採して林外  
に運び出し處分しなければならぬ、整理終れば敷

竹林手入は經費の關係上毎年行ふことは難事の様  
であるが施肥手入をすれば毎年一定の収入が得ら  
るゝから其の内一二割を天引して手入をすること  
は決して難事では無い又斯様に手入をすれば老人  
婦女子誰でも楽しく竹林に出入することが出来今  
迄大半腐つて居た竹皮竹枝等全部採取利用する事  
が出来肥料代位は此の収入で得らるゝのである  
尙之が伐採に當つては今迄の様に伐り子任せにせ  
ず必ず自分で伐採し結束法も必ず一定しなければ  
ならぬ當地では四寸も五寸も交せて結束して居る  
か是は他所に見られぬ亂暴な結束で必ず改良しな  
ければならぬ

販賣は竹林組合の共同販賣にて行ひ生産者より直  
接需要家への言を實行したいものである竹林組合  
及び保護管理上の施設に付ては號を改めて御獎め  
致し度い考へである

●新植手入を實行せらるゝ節は實地指導致しま  
す本年から町に於ても右施業に對し相當の補  
助をする計畫であるし二反歩以上なれば縣よ  
り補助があります新植手入の好期を逸せず是



非實行なざる様御奨め致します

◎萩港貿易に就いて

萩税關支署長 榊 憲 二

◎各開港輸出入額表

港名	輸 出	輸 入	合 計	備 考
神 戸	六三、四二〇、六三三	八七、七五五、五五四	一、五〇、一四六、一八七	本 關
横 濱	七四二、二九六、二二八	六四、三四三、二二八	一、三五六、六三九、三六六	本 關
大 阪	四〇九、八九四、三八〇	二九七、四八八、一一二	七〇七、三三二、四九二	本 關
名 古 屋	五〇、〇三三、四一五	八五、〇八四、四〇六	一三五、一〇七、八二一	支 署
門 司	四三、七六、九一〇	八〇、八八七、一〇五	一二四、六四四、〇一五	本 關
若 日 松	一〇、五七八、五三三	四〇、三三二、九九四	五〇、九一一、五二七	支 署
四 日 市	二二、五五八、二八三	三二、〇八八、六二五	四四、六四六、九〇八	支 署
長 崎	一一、七七八、四三七	二二、九〇一、八六九	三五、六四〇、三〇六	本 關
清 水	一三、七八八、〇九九	一九、七八九、六六〇	三三、六六七、七五九	支 署
小 樽	一六、二七〇、二一一	六、七〇二、〇四九	二二、九七二、二六〇	支 署
德 山	一〇七、〇〇〇	二〇、六三七、四〇〇	一二七、六三七、四〇〇	支 署
函 館	六、一三三、七四六	九、一五九、九一〇	一五、二九三、六五六	本 關
三 池	九、六六八、五六二	四、一三四、一七二	一三、八〇二、七三三	支 署

萩港が昭和二年十二月十日を以て開港に指定せられましてから滿一ケ年になります但其の間に於きまして如何なる成績を挙げましたか試みに昨昭和三年一月から同年十二月迄即ち一ケ年間に於ける全國各開港の貿易額を左に掲げまして皆様の御參考に供したいと思ひます

武 瀉	新 瀉	敦 賀	鹿 島	尾ノ道糸崎	青 森	伏 木	博 多	室 蘭	下 關	三 角	那 覇	唐 津	夷 津	七 尾	今 治	宮 津	住 江	境 之 路	釧 路
三五六	八、四八二	二、九五六、一二四	八六、四三三	二、六、〇二二	四三三、三六六	二、三〇、三八四	一、六四、四〇三	二、〇七五、五五五	二、六三五、三三四	一、一五、七六七	二、九、二五〇	一、八五五、六〇三	〇	〇	二、六、七三五	二、三、三九	八八一、一〇七	二、四、三三三	九八五、五七六
一二、五七一、六〇二	一〇、〇三二、一八三	五、七六六、二八九	八、五五二、〇五六	八、三三三、八八八	八、〇六五、二八九	六、五八八、〇三九	五、一九二、二〇六	一、七五五、六九二	七、六六、五一四	二、七六九、六六九	二、五五九、六三三	四、五一、三五八	二、〇五九、七七二	二、〇四七、八三三	一、九八五、九六三	一、三〇七、七一九	三、五二、〇四一	一、一〇九、七八八	六、九六〇
支 署 (愛知縣)	支 署	支 署	支 署	支 署	支 署	支 署	支 署	支 署	支 署	支 署	支 署	支 署	支 署	支 署	支 署	支 署	支 署	支 署	支 署

昭和二年十二月十日尾道を開港に指定すると同時に従來の糸崎税關支署を尾道糸崎税關支署と改稱し別に尾道に全支署出張所を設置す

支署 (熊本縣)  
支署 (新瀉縣佐渡國)  
支署 (佐賀縣)



大泊	一六、六六	五七〇、八三七
根室	五三〇、二九四	四九
嚴原	二〇七、九四七	三〇、六三三
眞岡	二、四四二	一六八、六六六
口津	〇	七四、三〇〇
萩	四、七三〇	七六
濱田	〇	〇

右の表に於きまして萩港が全國開港中の第何番目に居ますかが御判りでありませう誠に面目次第もない有様であります固より萩港が開港に指定せられましてから日尙淺く開港後永き年月を経過せる他の開港と同一に論ずることは至當では御座るませぬが少くとも輸入が輸出と同等の成績を擧げまして總計で十萬圓位の貿易額に達することと思ふて居たのであります、其の半分にも達せぬ様な状態非常に遺憾に存じて居ります尤も町當局及皆様の非常なる御努力と田中、久原兩大臣及山梨朝鮮總督各閣下の御熱心なる御援助とに依りまして漸く實現致しました島谷汽船會社の定期船が當港に寄港する様になりましたのは昨年十月から

支署 (樺太)	七、八〇三
支署	五三〇、三三三
支署	二二八、五五〇
樺太	一七〇、九〇八
長崎縣	七四、三〇〇
〇	四、五〇六

でありますから皆様に於きまして此の船を利用する、期間が非常に短かつたのが當港の貿易不振の大なる原因を爲してゐること、考へられます御承知の如く右汽船の寄港すること、なりましてから從來殆ど杜絶の状態にあつた大連との交通は非常に便利となりましたのです即ち從來此の航路の開けない前迄は當地から大連方面へ送ります貨物は發動船なり汽車便かで一應下關に廻送し下關では更に之を他の船に積み替へをして又之を門司港碇泊の本船に持つて行き積込まねば他に方法が無かつたのですそれが爲無駄な時間に尠少ならざる費用を要してゐたのであります、右汽船の寄港する様になりましたから斯様な繁雜極まる方法

に依らずして當港で本船に積み込みさへすれば貨物は其の儘大連へ届く様に至極便利になつたのであります、若し汽船の寄港してゐる今日や、はり從來の様な不便な方法で大連へ貨物を送つてゐられる方が御座りましたならば、今後は必ず此の航路を御利用下さる様に又將來大連方面へ貨物を送らるゝ御方が御座りましたならば、多少に不拘是非此の航路を御利用下さいまし我萩港の貿易をして幾分なりとも増加さして戴く様に切に御願ひ致します

諺にもある如く大海も一滴の水より成るのであります、まして僅かの貨物でも送られる御方が澤山御座りますれば之が集つて莫大なる數に達するので御座るます之れによりまして萩港の貿易が殷盛になりますれば之が皆様の御爲であるのみでなく萩港の爲延いては國家の爲になるので御座るますから、ごうか開港として生れて間もない萩港を御可愛かり下さいまして萩港をして近き將來に於て裏日本に於ける開港中の第一位を占むる様に御努力下さる様重ねて御願ひ致します

### 氣象觀測

一月中氣象表	最高氣溫	最低氣溫	雨	雪	量					
五度二一	七度六〇	〇度七三	五四	耗一						
一月中風向觀測	北	北東	東	南東	南	南西	西	北西	靜穩	最多方向
六	一	九	一	一	五	一〇	一	北西		

種別	晴	曇	雪	霰	霜	濃霧	雷	地震	暴風	最高	最低
日數	一	五	二	五	四	一	一	一	一	一	二

#### 二月中氣象表

氣溫平均	最高氣溫	最低氣溫	雨	雪	量					
五度九九	七度九二	一度九五	四七	耗二						
二月中風向觀測	北	北東	東	南東	南	南西	西	北西	靜穩	最多方向
七	一	五	二	一	八	五	一	西		

#### 二月中類別日數



種別	快晴曇雪霰雹霜濃電霧雷地震風	最高最低
日數	三	五二〇
	五	一一一
	一	一一一
	一	一一一
	一	一一一
	一	一一一
	一	一一一
	一	一一一
	一	一一一

輸入なし

### ◎二月中町立魚市場賣買取扱高

萩魚市場	五六、六五七、三〇
同越ヶ濱出張所	一四、七八八、〇〇
同玉江浦出張所	二、一〇七、一八
合 計	七三、五五二、四八
前年四月分以降累計	九二三、一四一、四〇

### ◎二月中輸出入貨物調

輸出	萩稅關支署調査
繻罐詰	七噸
杉丸太	一、四三〇圓
	二、四二〇圓
計	三、八五〇圓

## 財政經濟

### ◎昭和三年自六月至十二月町公金取扱狀況

町費	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
收入高	三三、三九、三三	三〇、二五〇、八六	三二、六四、三二	二六、三三、五五	四四、九一、七六	四二、五九、〇九	三五、九四、八五	二四、〇四、八七
支拂高	二四、〇四、八七	二四、三三、二六	二四、一八、五二	二四、二八、八七	二七、八四、三三	三三、四七、三三	四三、六七、二九	三三、六五、八

國稅	收入高	一八〇、九三	八、九二、七六	八、五九、六四	四、六七、〇八	六、六七、二〇	八、四三、九六	六、六四、〇一	四三、五八、七〇
	納付高	二、一四、四六	一、五五、〇六	一、二七、四〇	一、七六、二四	七、六四、八四	二、六九、四七	四五、五七、七〇	
縣稅	收入高	二七、六六、六〇	二、一八、六六	八、六三、三九	三、八一、二八	五、一四、〇六	一〇、八二、〇六	八、四六、〇三	
	納付高	二五、七九、五七	一七、三二、〇七	五、六五、〇四	一〇、九一、七〇	二、一四、三三	五、五八、〇一	二〇、三六、一七	九五、〇四、九三

### ◎戸數割の申告に就て

昭和四年四月一日現在本町に於て一戸を構ふる者及一戸を構へざるも獨立の生計を営む者は悉く特別稅戸數割を納稅する義務がありますので來る四月二十日迄に左の事項を町長へ申告せらるゝこととなつてゐます

- 一、戸數割の課稅標準たる所得金額及其の種類別金額
  - 二、資産の總額及其の種類別金額又は價額
- 尙申告の便宜を計る爲三月末日迄に區長役場より該申告書用紙を配布されますから其の裏面に説明の通夫々必要の事項を記入して提出せらるればよいのであります其の他詳細は本町稅務課町稅係に就き御問合せ下さい

### ◎縣稅營業稅課稅標準の調査に就て

昭和四年度縣稅營業稅課稅標準の實地調査は本月初旬より縣吏員に於て區長役場並に各營業者に就き調査中でありますが其の課稅標準の公平を失するもの又は賦課洩れの者ありて其の一部の營業者より不平の聲を聞くか如きは納稅成績の向上を計る上に於て甚だ遺憾とする所であります依て右吏員にして區長役場に出張の際は相當參考資料を與へられ度又課稅標準の査定を受くべき納稅義務者に於て課稅標準査定資料となるべき營業に關する諸帳簿類を提供する、等公平なる課稅を受くることに付留意せられ度希望する次第であります



◎昭和三年度一月分納税成績

一月分の税金は國稅田租第一期、宅地租第二期、所得稅第三期、縣稅追加地租附加稅、追加特別地稅及所得稅附加稅の六種なりしが内田租、宅地租及追加特別稅は完納の成績を得所得稅に八人追加地租附加稅に七人所得稅附加稅に七人の滞納者を見たるのみにして比較的好成績を得たり之を各行政區毎に示せば左の如し

- 一、完納區 七十八區
  - 川島一區 川島二區 川島三區 土原一區 土原二區 土原三區 御許町一區 江向一區 江向二區 江向三區 江向四區 河添一區 河添二區 堀内一區 堀内二區 南片、南古萩區 吳服、油屋區 古魚、春若、北片河區 樽屋、今魚店區 北古萩一區 北古萩二區 塩屋、細工區 戎町區 瓦町區 米屋町區 津守町區 上五間町區 古萩町區 今古萩町區 濱崎新町一區 濱崎新町二區 濱崎一區 濱崎二區 濱崎三區 濱崎四區 東濱崎町一區
- 目代區 中津江區 上野區 椎原區 中の倉一區 中の倉二區 無田ヶ原區 香川津東區 香川津南區 香川津北區 鶴江一區 鶴江二區 後地區 小畑浦一區 小畑浦二區 後小畑區 越ヶ濱區 越ヶ濱三區 越ヶ濱四區 越ヶ濱五區 越ヶ濱六區
- 河内區 笠屋區 大屋區 冲原區 霧口區 金谷區 雜式町區 濁淵區 青海區 東木間區 西木間區 北木間區 山田一區 山田二區 奥玉江一區 奥玉江二區 藤ヶ瀬區 玉江浦一區 玉江浦二區 倉江區 小原區
- 二、九割以上納入區 十八區
  - 川島二區 橋本區 御許町二區 唐樋町區 12 平安古一區 平安古二區 東田町一區 3 西田町區 3 吉田町區 3 下五間町區 1 熊谷町區 5 東濱崎二區 4 松本市區 2 舟津區 2 香川津西區 1 前小畑區 1 越ヶ濱二區 1 椿町區 2
- 三、八割以上納入區 一區 平安古三區 1

軍事

◎海軍志願兵

昭和四年度海軍志願兵志願者の身体検査は二月二日午前九時より萩町元郡役所に於て施行せられたり萩町の志願者三十名の内合格したる者左の如し  
東濱崎町 福井鹿十郎 平安古町 重村喜代松 椿 阿部 勝行 濱崎新町 井町 勇 川 島 福永 直助 椿 藤田 義雄 椿 東 新見 治信 濱崎町 永見 信市 山 田 田村 源 椿 寺田 勘藏 唐樋町 大西 勇

◎海軍少年兵採用試行

年齢十五歳以上十七歳未満（採用の年の十二月一日に於ける年齢とす）の掌電信兵志願者の中検査

に合格し採用せられざる者にして將來掌電信兵以外の兵種を志願せんとする者の取扱方に付左記の通海軍省人事局長より通牒ありたり  
一、年齢十五歳以上十七歳未満の掌電信兵志願者中検査に合格せるも採用せられざる者にして他の兵種の志願兵たらんことを志望し將來海軍志願兵の豫定者として必要の都度其の召集に應ずることを約する者は詮衝の上其の兵種の志願兵採用豫定者とし満十七年に達せし後一般志願兵徵募の手續を採りたる上他志願兵と同時に兵籍に編入し入團せしむ  
二、入團迄の取扱

イ、採用を豫定するも兵籍に編入せず  
ロ、簡閱點呼及志願兵徵募の時機に於て之を參集せしめ其の状況を査閲すると共に所要の訓示をなす



(旅費支給に就ては別に指示せらるゝ、管旅費額は概ね點呼參會者に準ずる程度)

三、昭和四年度採用豫定者員數 (吳) 一〇〇名以内

### 通信

#### ●萩郵便局昭和四年二月分事務取扱狀況

種別	前年取扱數	本年取扱數	増減數
通常郵便物	引受 五九四、四八九	二九、七五二	三三四、七三七
	配達 三九四、九二一	二、三三二	一七、六六六
小包郵便物	引受 二、一九九	二、一七〇	二九
	配達 三、三三三	三、三三七	三六
電報	發信 四、二六六	二、八三三	一、四三三
	著信 五、七七一	五、二〇八	五〇三
	中繼 二、四四一	二、五〇六	一〇五
爲替振出	口數 一、三三八	一、三三八	二〇
	金額 二七、八四一、二〇三、三八八、八五〇	四、五五四、七四〇	

種別	口數	金額
爲替拂渡	二、〇七七	二、三二二
貯金預入	金額 四〇、二五〇、〇三〇、四三〇、〇八〇、二三八、〇五〇	口數 二、〇一一
貯金拂戻	金額 三、六九一、四三〇、二七、一五二、五〇四、四六一、〇九〇	口數 五八二
保險契約	金額 一九、四〇、四〇二、九三二、二六〇	口數 八五
保險料徴收	金額 三九、七〇〇	口數 一六〇
年金契約	金額 四、五七三、六四〇	口數 九、三四一
年金掛金	金額 一四、八八〇	口數 一、三七一、六二〇
徴收金額	金額 三、四一〇	口數 一、三五六、七三〇

備考 前年通常郵便及電報取扱數の増加せるは選舉關係によるものなり

#### ●萩郵便局二月中行事

- 一、遞信講習所入所試験執行
- 二月六、七兩日遞信講習所入所志願者二十八名に對し萩公會堂を借受け毎日午前八時より午後二時まで廣島遞信講習所より係官來萩執行せり
- 一、北條局長出張
- 北條局長は事務打合并に見學の爲其の筋の命に依り下關、門司、福岡各局に出張二月十五日歸着

一、特殊有技者資格檢定試験執行

二月十六日萩局電信、電話部從事員中受験志望者七名に對し加藤主事試験委員となり特殊有技者資格檢定試験を執行せり

一、精神修養講話開催

今回北古萩町妙元寺住職中所元雄氏に當局囑託講師を委嘱せられたるに付二十七日午前十時半より同講師を聘し修養講話を催したり

二十八日午前十時半より東京乃木講元附屬教育勅語實踐會囑託講師末廣清風氏を聘し乃木將軍の事蹟に關する講話會を開催吏員傭人等多數の聴講者ありたり

### 衛生



◎昭和四年一月以降傳染病患者數

病名	腸窒扶斯	赤痢	疫痢	チフテリア	猩紅熱	計
一月中發生數	二	二	一	一	一	五
二月中發生數	一	一	一	一	一	四
計	三	三	二	二	二	九

死亡者に對する火葬の割合は六十九パーセント強なり	一月 中		二月 中	
	男	女	男	女
火葬	二五	一八	二〇	二二
埋葬	一〇	一三	七	八
計	六六	三三	二七	三〇

◎昭和四年一月以降死亡者埋火葬別の數

人事

◎戸籍と身分關係 (其の一〇)

家督相續人廢除  
家督相續人廢除とは或原因の存するとき被相續人

の意思を以て法定家督相續人の有する相續人たるの地位を喪はしむるを云ふのである即ち戸主は一家を統率し且之を永遠に保存すべき責任を有するものであるから極めて善良なる相續人を得ること

を望むもので従つて不適當なる相續人の相續權を剝奪するを得せしむるのは至當のこと、言はねばならぬそこで法律は家督相續人が一定の事由あるときは其の戸主たる者即ち被相續人は之が廢除を裁判所へ請求することを得せしめたのである所謂一定の事由とは

- 一、被相續人に對して虐待を爲し又は之に重大なる侮辱を加へたる場合
- 二、疾病其の他身体又は精神の狀況に因り家政を執ることの出来ない場合
- 三、家名に汚辱を及ぼすへき罪に因り刑に處せられたる場合
- 四、浪費者として準禁治產の宣告を受け改遷の望みなき場合

是等の事由ある場合には戸主は法定の家督相續人を廢除することが出来るのである然し昔のように自分勝手に直接に廢除することは出来ない必ずや裁判所へ其の廢除を請求して裁判所に於て果して斯る事由あるや否やを審判して其の宣告に依つて始めて廢除することが出来るのである

又以上の事由の外に家督相續人を廢除すべき必要ある正當の事由あれば其の戸主は親族會の同意を得て廢除を裁判所へ請求することが出来るのである關係者として廢除するに十分なる事由ありと思考するも裁判所に於て廢除の事由なしと認めらるれば致し方ないのである而して廢除の効力は單に相續人たる權利を喪失せしむるに止まり絶對的に權利失却の効果を生ずるものではない將來廢除の原因止みたるときは相續開始前に於て之が取消を請求することが出来る

以下届出に付

- 1、推定家督相續人廢除の裁判が確定したときは訴へを提起したる者は裁判確定の日より十日以内に裁判の謄本を添へて届出をせねばならぬ其の届書には左記の事項記載を要す
- 一、廢除せられたる者の氏名及本籍
- 二、廢除の原因
- 三、裁判確定の日
- 2、廢除取消の裁判が確定したときは訴へを提起したる者は裁判確定の日より十日以内に裁判の



謄本を添へて届出をせねばならぬ其の届書には  
左記の事項記載を要す  
一、廢除せられたる者の氏名及本籍  
二、裁判確定の日

●萩町の人口動態

二月	婚姻	離婚	出生	死亡	死産
中	五四	五一	四六	八二	五
一月以降累計	一一三	一〇	二九八	二七七	一三

●寄留者の異動

出寄留者	男	女	二月分計	一月以降累計
入寄留者	六一	四四	一〇五	二五五
復歸者	二五	二二	四七	九四
退去者	六	九	一五	三二
	六	四	一〇	二三

●受刑者  
萩町に本籍を有する者にして關係司法裁判所より  
受刑の通知を受けたる者左の如し  
昭和四年二月中

罪名	人員	一月以前年一 計降の累 計	二月以降 の累計
賭博	現住に萩町に る者	三	三
詐欺	現住に萩町に ざる者	二	二
竊盜		一	一
機船底曳網漁業 取締規則違反		二	二
出版法違反		六	六
飲食物防腐劑取 締規則違反		一	一
住居侵入竊盜		一	一
傷害		一	一
殺人		一	一
夫賣		一	一
阿片煙販賣		一	一

歸去來

萩町出身にして千葉縣知事たりし福永尊介氏は一  
月三十日千葉市に於て逝去同日從四位に昇叙され  
たり

×  
吳海軍人事部長兼吳鎮守府人事長海軍大佐御堀傳  
造氏は海軍志願兵徵募の狀況視察の爲同鎮守府海  
軍志願兵徵募官海軍中佐斑目健介海軍主計特務少  
尉太田小作の二氏は海軍志願兵徵募の用務を帯び  
來萩さる



銃砲火藥取締法 違反	一				
齒科醫法違反					
賣藥法違反					
陸軍々人服役令 施行規則違反					
暴力行爲等處罰 違反					
船員法違反					
自動車取締令違 反					
古物商取締規則 違反					
議員選舉法違反					
印紙税法違反					
結核豫防法違反					
要塞地帶法違反					
關稅法違反					
業務上過失致死 嬰					
計	三	一	一	一	九



雜事

●豊浦郡川中村安岡町黒井村方面視察に就ての所感

堀内 竹田ミツ氏  
同 福富ヒデ氏

今回の視察に於て婦人會主婦會の狀況臺所改善蔬菜の栽培等に種々參考の資料を得ましたことを悦ぶ次第であります。一方精神的方面に於ても多々得る所がありました。最も深く感じましたのは彼の地方が精神的に實に穩健なる發達を爲してゐることであり、皇室尊崇をモットーとして質實剛健。協力一致。勤儉力行の氣分が充ち／＼と眞に意義ある生活振りに自治圓滿の理想郷であります。殊に婦人について感じましたのは其の態度が如何にもきび／＼として落付きがあり愛情深く獨立自

營の精神に富んで居りますから婦女子といへども勤勞によつて立派に自分の生活を營むだけの力を持つて居ります。家長の收入によつて其の家族が徒に安逸を貪るといふことは恥辱であらうと思ひます。中にも川中村は關門に接した殆んど純農村で其の生産物は勿論一木一草悉く資源たらざるなき状態では是等の蔬菜花卉果實等は實に婦人の兩肩に依て下關市場に搬出されるのであります。早朝交通の要路に立つて見て居りますと三々五々相携へて陸續市場へ急ぐ婦人の活動振りは實に目ざましいものであります。土地で相當地位のある所謂奥さん連中でも「朝一度下關まで荷をかついで來ぬと終日氣分がさつぱりしない」といふ有様で、故郷地方で荷かつぎなど、卑下するやうなことは決してないやうであります。

母は脚絆掛けで荷かつぎをして娘は洋服で下關へ通學すると云へば至つて矛盾してゐるやうであります。が其の娘がやがて女學校を卒へたらやつぱり荷もかつげば鍬も取りますから感心です。私は此の氣分を如何にもして農村の子女に徹底させたいものと思ひます。此の如く勤勞又勤勞日夜いとまなき身でありながら一方には婦徳の涵養に生活の改善に兒女の教養に心を注いで只管向上を計つて居ります。殊に科學的智識の收得心掛け臺所改善などには最も意を注いでおります。家庭の光明は臺所からと云ひ又一家健康の鍵を預る臺所とも申す位であります。何は、おいて先づ臺所から改善するべきであらうと思ひます。然るにともすれば此の節の婦人は衣服や身のまはりの改善にのみ腐心して外見は如何にも文化的であります。が其の臺所も果して文化的に出來てゐるでありませんか。近頃は文化と云ふ詞が流行語になつて居りまして而かもそれが至つて不眞面目に使用されて居りま

すやうに思はれます。文化と名のついたものは安物かまがい物にきまつてゐるやの感があります。が文化とは決して左様のものではなく、自然科學を應用して最も合理的に人間日常の生活に適用したもので臺所も是非此の理によつて改善するべきものと思ひます。黒井村も亦勤勞を尊ぶ所で特に湧田方面は半農半漁若きは沖に漁り老人婦女子は田園に耕すと云ふ涙ぐましいばかりの働きぶり。晝間は家に人なしと云ふほどのいとまなき生活の中にも臺所の改善は着々行はれて居ります。此の様な所にも時勢の目覺めを見ることは羨ましい次第であります。安岡は名にしおふ蔬菜の栽培地で此所も亦思想堅實に勤勉努力寸壤尺地をも利用して熱心に栽培に従事して居ります。西洋の移民地には先づ寺院を建て日本の殖民地には遊廓が魁けをなすと云はれて居りますが此の地方は近來著しく發達して來た土地にもかゝらず遊廓は勿論劇場飲食店等したるものもなきやう見うけられ眞面目に働いてゐるのはうれしいこと



であります  
要するに婦人が時勢に目覺めて勤勞を尊び修養を怠らず智識の向上を計り共同一致して郷土を愛するの念が熾なれば其所に美しき花咲く理想の里が出来てあらうと信じてゐるのであります

- 塗板に掲げたる事項
- 一、清潔整頓火の用心
- 一、健康の鍵を預る臺所
- 一、經濟は先づ一本のマッチから
- 一、安くおいしく榮養本意
- 一、料理上手が世帯も上手
- 一、家庭の光明は臺所を射す
- 又別の塗板には左の如く掲げありたり
- 一、家は清潔腹八分
- 一、健康は財産より貴し
- 一、穩さばふへる流行病
- 一、不衛生不道德
- 一、家の平和は健康が本
- 臺所改善の標準
- 1、出入口及窓を適宜にあげて通氣を善くすること

- 2、窓はなるべく硝子窓とし天窓を設け明るくすること
- 3、井は蓋を設けポンプを利用すること
- 4、井戸側流し場はコンクリートにて堅めること
- 5、成るべく高所にタンクを設け水引きを便利にすること
- 6、流し臺はコンクリートとし水を溜る様にする
- 7、タンク水溜の冷氣を利用して冷蔵庫を設けること
- 8、下水の流を完全にすること
- 9、竈には煙突を設けること
- 10、竈は成るべく西洋竈改良日本竈とし又鋸屑竈とすること
- 11、薪炭の小出し場を設けること
- 12、料理臺を設けること
- 13、柵戸柵を多く設け物品の置場を一定すること
- 14、釜場、水溜、流し臺、食事臺等の連絡をよくすること

- 15、蠅入らずを設けること
- 16、食器食料品調味料は室内に整頓すること
- 17、飯米の容れ場は手近にし虫鼠のつかぬ様にすること
- 18、蓋するものには蓋すること
- 19、布巾、雑巾、庖刀、俎板を清潔にすること
- 20、文化的器具類を利用すること
- 21、物品整頓は立体的にも工夫し場所を經濟的に利用すること
- 22、成るべく計量器(度量衡、時計、寒暖計)を備へ付けること
- 23、生花柱鏡等裝飾品を備へ付けること
- 24、配膳柵を設けること

(設計圖を省く)

◎わが國の米穀事情 (その二)  
(官報雜報欄の記事轉載)  
農林省米穀課長 小平權 一

四 我が國の米價

わが國の米穀の需給關係は前號に述べた通りである。従つてわが國の米價も、これに従つて高低し、外國の市場における米價とは全然無關係に、内地において相場が定まりつゝあるのである。ゆゑに小麥の相場の如く外國の市場における相場安の爲めに、内地における米の市價が下るが如きことは殆んどない。これと同時に外國の市場如何にかゝわらず、内地の米價が下向きとなり、また外國の穀價如何にかゝわらず、國內の米價が暴騰してもどうする事もできなくなる。ゆゑにわが國の米價は、独自の立場を以て定まりつゝあるから、その變動が常に著しいと同時にまたこの調節が必要となつて来る。しかしてわが國における米價は過去の事例に徴すれば大體において、米の生産高即ち供給高に比例して上下し、供給過剰なるときは下落し、供給減少せるときは騰貴してゐる。今最近における米の生産と米價の高低とを比較すれば左の通りである



年次(暦年による)	大正十二年	同十三年	同十四年	同十五年	昭和二年	五箇年平均
内地米生産高	五、四四、〇八九	五、七〇、四三三	五、七三、七六四	五、五九、八二〇	六、一〇〇、七〇〇	五、〇三、三六一
植民地米生産高	朝鮮 一五、一七四、六四五	一三、二九、三三三	一四、七三、一〇二	一五、三〇〇、七〇七	一七、二九、八八七	一五、一五、三三三
	臺灣 四、八六五、二七七	六、〇七六、六六六	六、四四三、一三二	六、二四一、七二二	六、八九九、六七二	六、〇九九、五八二
東京深川正米市場	最高 三六、二〇	四三、〇〇	四五、八〇	四二、二〇	三八、三〇	四一、一〇
標準相場	平均 三三、三	三七、六〇	四、九七	三六、四四	三五、八六	三七、〇四
中米建	最低 二七、二〇	三三、八〇	三六、八〇	三六、三〇	三三、七〇	三三、九一
最高	三六、二二	四一、一七	四四、八九	四〇、九〇	三九、三九	四〇、九一
平均	三三、三	三四、八六	四〇、七二	三七、八三	三五、七四	三六、二五
最低	二五、二五	三三、九	三七、六七	三四、七五	三〇、〇九	三三、一五
東京米商取引所先物	最高 三六、二二	四一、一七	四四、八九	四〇、九〇	三九、三九	四〇、九一
平均	三三、三	三四、八六	四〇、七二	三七、八三	三五、七四	三六、二五
最低	二五、二五	三三、九	三七、六七	三四、七五	三〇、〇九	三三、一五
明治三十年	二、九	同三十七年	一三、三	同	同	同
同三十一年	一四、六	同三十八年	一三、五	同	同	同
同三十二年	九、九	同三十九年	一四、七	同	同	同
同三十三年	二、三	同四十年	一六、四	同	同	同
同三十四年	三、三〇	同四十一年	一五、四	同	同	同
同三十五年	三、六五	同四十二年	一三、四	同	同	同
同三十六年	一四、四	同四十三年	一三、七	同	同	同

右は既に米穀法により、常時米價の調節を行いつゝある時代の数字であるが、米穀法施行前の米價の高低を示せば左の通りである

酒田、東京、大阪、門司に國立倉庫を設置し、常時百万石を貯蔵し得る設備を設けている。しかし既に建築した倉庫は二万二千八百坪で、その収容力は約五十八万六千石である。なお右倉庫所在地に米穀事務所を設けている。即ち左の通りである

は米穀年度である  
 以上によつてこれを見るに、米穀法施行前大正十年前にあつては、米價は非常なる高低があつたのである。この高低があるが爲めに、生産者消費者共に苦痛を感ずることとなる。この米價の値巾をできるだけ標準ならしむるは重要な問題である

五 米穀に對する國家の施設  
 米穀に對しては國家としては、先ず米穀の價格及び數量の調節の爲めに、米穀法を施行している米穀法は政府において、米價の調節または米の數量の調節の爲め必要あるときは、米穀を買上げて貯蔵する制度であつて、これが爲めに政府は二億圓迄の借入金爲し得る特別會計を有し、新潟、

米穀事務所	所在地	政府所有米管理區域
東京米穀事務所	東京市深川區濱園町	東京府神奈川縣
大阪米穀事務所	大阪市港區船町	大阪府兵庫縣
酒田米穀事務所	山形縣酒田町光ヶ丘	山形縣秋田縣
門司米穀事務所	福岡縣門司市大久保	福岡縣

所在地	竣工年月日	棟數	総建坪	收容力	備考
東京	大正二五、二、二	一三棟	八、七二、〇	二三〇、八五〇	昭和三年度において約六万石分増設竣工の豫定
大阪	同 一四、三、八	一〇棟	七、八三、〇	二〇六、五五〇	
酒田	同 一五、三、〇	六棟	四、六七、四	九八、八二七	
門司	昭和 二、八、五	五棟	二、六〇、〇	五〇、四〇〇	昭和三年度において約五万石分増設竣工の豫定



新 潟  
庫 名古屋

合計

四棟 一、六七、七  
三四棟 三、八三、四  
五、三〇、一  
五、六、六、七

(豫定)  
(豫定地)

備考 新潟の分は豫定であるから棟數、坪數、收容力等は合計に算入しない  
米穀法の制度は大正十年より施行されているが、輸入を制限し、または關稅の増減または免除を  
その骨子とする所は、常平の制度を行わんとする して、内地米の供給を緩和することとして  
ものであつて、米穀の過剰なるときはこれを買い 輸入の統制に關しては、朝鮮臺灣にもこれを施行  
上げて貯藏し、一般市場より全然隔離し、後年米 斯くの如き制度の下に大正十年六月より調節政  
の供給不足する場合においてこれを賣却して一般 策を行つては、その主なる出動件數を示せば  
市場に供給し、以て供給を圓滑ならしむると同時 左の通りである

(一)内地米買入成績

回	賣却申込受付期間	買入場所	買入豫定數量	買入數量	備考
第一回	大正十年(自六月十日至六月卅日)	東京、大阪、神戸	百万石	三、五、二、九、六	
第二回	大正十二年(自二月廿日自三月廿日)	東京、大阪、神戸	百万石	三、三、八、五、八	大阪、神戸で契約した分は門司でも受渡を行う買入價格の告示をしない
第三回	大正十二年(十月廿日)	東京、大阪、神戸	三十万石	九、三、四、四	

第四回	昭和二年(自九月廿日自十月四日)	東京、大阪、神戸、門司、新潟、酒田、仙臺	百万石	二、三、七、八、八
第五回	昭和二年(自十一月十七日自十一月廿四日)	東京、大阪、新潟、仙臺、酒田、小樽	五十万石	五、四、一、六、〇
第六回	自昭和二年(十二月廿三日)至昭和三年(一月廿一日)	東京、大阪、神戸、門司、名古屋、新潟、酒田、仙臺、小樽	百万石	一、〇、一、〇、四、四

この外大正十二年産米不作の爲め數量調節の必要を認め、大正十三年四五五月において、外米百三万餘石を買入れた。なお買換の爲め屢々内地米を買入れ賣却し、なお昭和三年十二月二十一日より四年一月二十日迄の間においては、五十万石の買換の爲め新米五十万石の買上を行いつゝあるがこれは省略する

(二)賣渡

次に米穀法により調節の爲め政府所有米を賣却したのは、大正十三年十月より翌十四年一月迄に外米二十四万六千餘の賣却であつて、この他買換及び整理處分の爲め屢々内外米の賣却をなし、昭和三年十二月二十一日より四年一月二十日迄には買換の爲め、五十万石の古米を賣却したがこゝに

はこれを省いた  
(三)關稅免除  
米穀法により米穀の輸入税を免除せること左の通りである

一、	自大正十年十一月二十二日至大正十一年十月三十一日	免除
二、	自大正十二年九月十二日至大正十三年七月三十一日	免除
三、	自大正十四年一月二十六日至同 年十月三十一日	免除
四、	自昭和二年二月十四日至同 年八月十二日	免除

(四)外米輸入制限  
昭和三年勅令第二十二號を以て、昭和三年三月七日より同八月三十一日迄米及粳の輸入は、内地



においては農林大臣、朝鮮においては朝鮮總督、臺灣においては臺灣總督の許可を受けなければできないことになっている。但し通商航海條約に別段の定あるものについてはこれを除外した。しかるに、米穀の需給状態は外米輸入制限期間延長の必要あることを認めためたので、昭和三年八月四日勅令第百九十二號を以て、同年十二月三十一日迄これ

を延期し、更に昭和三年十二月の勅令を以て四年十二月末日迄延期した。以上の如き方法により米の需給及び米價の調節を行いつゝあるが、その成績は非常に良好であつて、大正十年米穀法施行以來米價は年々年との間においても、また年内においてもその幅幅が非常に減少して來ている。即ち左の通りである

年次	平均	最高		最低		最高と最低との値開
		實數	平均との値開 %	實數	平均との値開 %	
大正三年	一七、元	二一、〇〇	三、六(二〇、八)	一二、七〇	四、六(二七、〇)	八、三〇
同四年	一三、〇一	一四、七〇	一、六(二、九)	一一、五〇	一、五(二二、七)	三、二〇
同五年	一三、二一	一四、六〇	一、三(九、五)	一一、九〇	一、三(九、九)	二、七〇
同六年	一八、五〇	三五、〇〇	六、四(三四、六)	一五、一〇	三、四(一八、七)	九、九〇
同七年	三〇、〇一	四五、一〇	一五、〇(五〇、三)	二三、三〇	六、七(二三、四)	二、八〇
同八年	四三、八九	五五、五〇	九、六(二二、九)	三四、七〇	九、一〇(二〇、九)	一、八〇
同九年	四八、五	五五、七〇	七、二(一四、七)	三三、四〇	一五、一(三三、二)	二、三〇
平均	—	—	(三三、六)	—	(二〇、四)	四三、三

米穀法施行後

大正十年	二九、二〇	四、六〇	一一、四(四一、五)
同十一年	三六、八五	四、七〇	四、八(一三、二)
同十二年	三三、八	三五、八〇	四、一(一三、一)
同十三年	三七、六	四三、〇〇	五、三(一四、二)
同十四年	四一、七	四五、八〇	三、八(九、一)
同十五年	三六、四	四二、五〇	二、八(七、四)
昭和二年	三五、六	三六、三〇	二、四(六、八)
平均	—	—	(一五、一)

大正十年	二九、二〇	四、〇〇(一三、七)	一六、四〇	五、二
同十一年	二九、九〇	六、九(二八、九)	一一、八〇	三、一
同十二年	二七、二〇	四、四(一四、一)	八、六〇	二、七、二
同十三年	三四、九〇	二、七(七、三)	八、二〇	二、五
同十四年	三六、八〇	三、七(七、六)	七、〇〇	一、六、七
同十五年	三六、三〇	二、七(五、六)	五、〇〇	一、三、〇
昭和二年	三三、七〇	三、一(八、八)	五、六〇	一、五、六
平均	—	(一〇、九)	—	二六、〇

備考 一、年度は米穀年度による  
二、米價は深川標準中米相場で最高及び最低價格は日別相場の最高最低により年平均價格は月別相場を平均したものによる

日光浴 (一) 太陽と人類

内務省衛生局

右表によつてこれを見るに、米穀法の施行後における各年毎の最高及び最低價格の値開きが、施行前に比し著しく減少させるのに有効であることを立證することに充分なことを知ることができる

近時日光浴が疾病の治療に健康の増進に利用されること少くないので、この稿はこれに關して一般に心得べき事項について、醫學博士正木俊二氏に執筆を委嘱して、大日本私立衛生會に發行させるものである

(おわり)



▼太陽のない地球 地球上のあらゆる生物は、一瞬時も太陽がなければ生活することはできない。宇宙の神秘とゆう活動寫眞を見た人は知るのであらう。太陽が姿を隠すと、地球はたちまち一大氷原となり、いままでしげつていた樹木もたちまちにしおれ、動物は地球上いたるところで最後のあわぎをしなければならぬ。川の流れも止り、海のごよめきも聞えず、大噴火山の煙さぬ最後の細い名残を吐き出すに過ぎないことになる。

こうゆう場合に一番悲惨なるものは人類であつて、なまじ感情と知識とがあるために、かれ等はこの一大不幸からのがれようとしてもがく、言葉を知つてゐるために、かれ等はお互に苦しみをかこち合い、野心のあるために、他人を突きつけて自分だけ安全地帯を求めようとする。しかし、すべて徒勞であつて、たゞ自然の力のために氷化して行くよりほかない。これは想像した話であるが幸いにも太陽は、今日美しい光を地球の上にもんべんなく送つてゐる。おそらくは何十万年、或はもつと永く地球を照らしてくれるのであらう。實

際太陽は人類の親であるばかりでなく、地球上すべてのもの、親である。

▼太陽と人類 地球上の總ての生物に對して大切な太陽は、人類にとつては特に重要なものである。歴史を繙いて見ると、人類文化の發祥地は日光のよく當る山の南の流域である。ギリシヤ、ローマの文明皆それである。

人類に必要な衣食住は、日光なしではこれを得ることができない。言葉を換れば、われわれは日光を食べ、日光を着、日光の中に住んでゐるようなものである。大昔の穴居時代には、人類は太陽の光のもとに裸體で生活し、天然自然にある食物をそのまま食べて、しかも今日の人類からは、想像もつかない強壯な肉體を持つていた。人類が増加するのに従つて、人類はだん／＼と太陽の光を見ることのすくない地球の北方、或は南方に住むことを餘儀なくされた。

物質文明は年と共に、人類から日光直射を除くようになつた。よつて、今日では人類の住むところでありながら、太陽光線を見ることのできない日光は保健に害があり、病氣の治療には却つてわるい結果を來たすものと迷信されてしまつた。極く最近になつて、フインゼン等が日光を充分に研究して、その生物學的影響を證明して、フインゼンランプ、人工太陽燈、水銀英燈などゆうような、紫外線を多量に放射する機械が、病氣の療法に用いられるようになつた。

自然の日光をそのまま治療に應用して大成功をしたのは、ベルンハルトやロリエである。山紫水明のスイスのレザンで、ロリエは系統的に日光療法を行い、その効果の偉大なことを發表して、豫防醫學、治療醫學界に一大センセーションをおこしたが、それは今から僅か二十四五年前のことである。今日においては日光浴は外科的病氣、内科的病氣を問わず、殆んどあらゆる慢性病の治療に利用されるようになつたと同時に、保健上にも充分に効果をあげ得るものであることが、一般に承認されるようになつた。

暗點ができてゐる。人類に對して最もおそろべき敵であるバクテリアは、そこで繁殖するのである。社會の制度を亂し、親子相食む犯罪も、その暗點で數多くかもされつゝある。要するに、物質文明は人類から日光を遮斷したのである。日光のほいらぬところ、醫者がはいるとゆうことは、今日においても眞理である。物質文明に成功したと得意になつてゐる人間も、今や不攝生不健康のために、滅亡の域に近すきつゝあるのである。

幸い近頃になつて、日光に親しみ、日光を病氣の治療に用い、しかして、物質文明の裏に隠れて人類の健康をおよびやかしつゝあつた、不健康不攝生が取り除かれるようになつて來たことは、一般人類のために誠に慶賀すべきことである。

▼日光療法 日光を保健のために用い、或は病氣の治療のために用いたことは、既に昔の頃からのことであつて、ヒポクラテス、セルサス等がその代表者である。その後になつて、キリスト教の勃興は、患者を多く寺院の中の日光の届かない部屋で、治療するようになったので、何時とはなしに



◎ 感謝

◎ 萩商工會長山根鐵藏氏より山口縣商工案内一部を寄贈されたり其の厚意を感謝す

◎ 萩町法華寺住職秋田本定師並に同信徒の篤志家は例年の通寒修業勤行に依る左記施物を本町窮民へ施與方申出られたるを以て二月中夫々其の取計を爲したり右厚意を感謝す

一金四拾壹圓貳拾八錢五厘 一、白米三斗

◎ 二月中萩町日誌

- 二 日、元郡衙に於て海軍志願兵身体検査を執行  
金子主事出席  
午前萩町善行者審議會開催  
午後學務委員會開催
- 三 日 故久邇宮元帥殿下御喪儀を東京市豊島ヶ岡に於て御舉行に付町内各戸弔旗を掲揚す
- 四 日 朝鮮總督府遞信局海事課野々部晃氏輸出

入貨物調査の爲來萩

- 五 日 午後樓上に於て夏蜜柑出荷に關する協議會開催
- 七 日 金子主事鐵道小萩線請願の件に付上京
- 十日 午後七時より椿東明安寺に於て青年講座開催講師は森田町技手
- 十一日 紀元二千五百八十九年の紀元節に當る  
午前十時吏員一同遙拜式舉行  
同十一時より善行者表彰式舉行  
午後七時より椿東永照寺に於て青年講座を開催講師は小林町技手
- 十二日 午後七時より白水小學校に於て青年講座開催講師は森田町技手  
午後七時より町公會堂に於て口腔衛生講演並活動寫眞開催
- 十三日 午後七時より白水小學校に於て青年講座開催講師は岩武町技手  
萩竹工組合創立總會を町公會堂に於て開催町長臨席
- 十四日 午前九時より樓上に於て赤十字社愛國婦

二十六日 樓上に於て縣有模範林立木競賣入札施行

二十八日 午後第二回町會開催出席議員二十六名

◎ 御注意

隔地者間に於て戸籍簿寄留簿等の謄抄本を請求し又は租税金を送納さるゝ場合あるときは手數と費用とを省略する爲萩町役場振替貯金口座下關第一一七三六番へ宛其の手數料に郵送料を添へ又は租税金を取纏め御拂込相成たし



- 人會主任者集會開催  
鐵道開通式舉行の件に付三村鐵道省技師山根大井兩村長來街
- 十八日 午前十時より町衙に於て本郡町村長集會開催前田古谷兩本縣屬臨席
- 十九日 上京中の金子主事歸廳  
午前十一時より樓上に於て長門峽管理組合會議開催
- 二十日 郷社住吉神社祈年祭執行に付町長代理として金子主事參向す
- 二十一日 午前十時より魚市場委員會開催  
午後一時より都市計劃調査委員會開催
- 二十二日 越ヶ濱上水道視察の爲遞信局書記丸山萬次郎氏來萩  
金子主事同道現地を視察す  
午前十時より學務委員會開催  
午後一時より産業調査委員會開催
- 二十三日 午前十時より財政調査委員會開催
- 二十五日 學務委員及秋田學務課長共に町内各小學校を巡視す



公 告

◎萩商業學校生徒募集

募集人員 第一學年生徒約壹百名  
資 格 尋常小學校卒業以上の者にして年齢十  
二歳より十六歳までの者

考查日 三月二十三日、二十四日

願書受付 三月十日迄

◎萩町立工業傳習所傳習生

入所案内

◎設置科目 木工科 竹工科

◎傳習期間

自昭和四年四月一日 壹ヶ年間  
至昭和五年三月三十一日

◎傳習生募集人員

- 一、木工科 玩具木地部 一名  
玩具塗料部 二名
- 一、竹工科 竹籠部 五名  
彫刻部 二名  
傘骨部 五名

以上拾五名

◎入所出所期日

昭和四年三月二十五日迄に萩町役場勸業課又は工業傳習所に申込まるべし

◎入所者の資格

一、年齢十四才以上三十才迄の男子にして尋常小學校卒業者は之と同等以上の學力を有する者

一、身体強健品行方正なる者

一、將來本町内に於て製作工業に従事せんとする者

◎入所後の費用

一、授業料其の他傳習に要する經費を徴收せず

一、傳習生に對しては最初六ヶ月間月手當金三圓を支給す六ヶ月後は傳習生の實力に依り相當の製作歩合金を交付す

一、一ヶ年間の傳習を終了し引續き研究を爲さむとする者は特別傳習生として入所せしむることを得

◎納税のすゝめ

本月の税金は田租第三期と所得税第四期及同縣稅附加稅の三種でありますが所得稅附加稅は定時の外に本稅年額壹圓に付九錢六厘の割合に依る追加があります而して以上三種稅目の納期は總て月末となつておりますが左の通出張徴收を致しますから失念なく御利用を願ひます

三月廿八日

- 木間 小學校
- 山田 信用組合
- 椿 信用組合

三月廿九日

- 椿 東 記念館
- 積善信用組合雁島支部

昭和四年三月

萩町 稅務課

◎敢て町産業技術員の御利用を望む

萩町の産業を増進する爲町の専屬技術員として普通農事一人果樹園藝一人林業一人水産業一人の外に囑託技術員として養蠶業一人を置いております是等の人は全く机上の仕事をする者では無く町内當事者各位の奉仕せらるゝ夫々の事業に就き實地の指導を爲すことを以て本體として居るものであり皆様が之を御利用下さればこそ萩町の生産業を進歩發達せしめ得るのでありますから今後は御遠慮なく關係の區長役場を経て其の旨をお申下さい勿論町當局としては出來得る限り御希望に副はしむる様致します敢て御利用を望む

萩町 勸業課



公 告

萩町で奉仕してゐる庶般事務の概況を廣く皆  
さんにお傳へ致しそしてより良く萩町の現勢  
を理解して戴き町將來の福利増進に資せむが  
爲毎月一回此の月報を發行することゝしたの  
であります又毎號共區長役場の方から皆さん  
のお宅へ回覽の取扱ひをされますから其の際  
は萩町の爲進むで御精覽の上成るべく早くお  
隣りへ御廻しを願ひます  
尚ほ印刷實費を御納めになれば別に此の月報  
をお配りすることゝしてありますから其の旨  
を萩町役場又は區長役場まで御申出で下さい  
ませ

萩町庶務課

昭和四年三月十三日印刷  
昭和四年三月十五日發行

編輯兼發行者 萩町長

林

勇

輔

印刷者

荒

瀬

德

治

印刷所

信

清

舍

印刷所

山口縣阿武郡萩町大字西田町五十五番地